

チェック・トランケーション導入にあたっての 法的課題の再検証

2002年10月

金融法務研究会

チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の再検証

目 次

1. 序	1
2. 全銀協チェック・トランケーションのスキーム	2
3. 法律問題の検討	6
(1) 支払呈示の問題（遡求権保全の効力）	6
① 券面イメージデータの支払呈示	6
② 受入銀行の手形等の受入れについての支払呈示効	7
ア. 手形交換所概念の拡張	7
イ. 代理構成・占有改定構成	10
ウ. 行内交換の場合	12
(2) その他の遡求権保全の手当て	13
(3) 裏書の連続、手形・小切手要件、変造の調査義務	13
(4) 資金引落とし時における印鑑照合	14
(5) 電子手形交換所における取引停止処分の取扱い	15
(6) その他	15
4. 結語	16
参考資料 1 金融法務研究会報告書「チェック・トランケーションにおける 法律問題について」(2000年4月)	18
参考資料 2 全国銀行協会「チェック・トランケーション導入に関する 基本方針について」(2002年3月)	39

チェック・トランケーション導入にあたっての 法的課題の再検証

1. 序

手形交換実務は、MICR印字の導入など随時技術的な進展を遂げてきてはいるものの、基本的には、手形・小切手という「紙」をベースに行われている。特に、手形法・小切手法は、現物の支払呈示を要することと理解されており、銀行実務上、手形・小切手の仕分け、運搬、点検等の事務負担は小さくないとされている。手形・小切手の取立事務にかかる受入銀行・支払銀行双方の事務負担・経費の削減を可能とする技術としてチェック・トランケーションがあげられる。

金融法務研究会第1分科会では、1999年度の検討テーマとして、「チェック・トランケーションにおける法律問題について」をとりあげ、2000年4月に同題名の報告書として取りまとめた(後掲〔参考資料1〕18頁以下。以下「2000年報告書」という)。チェック・トランケーションとは、「手形・小切手の現物の支払呈示は行わず、取立銀行に留め置いたままで、それらのデータのみを取立銀行から支払銀行に送付する」技術とされる(2000年報告書1頁(〔参考資料1〕19頁))。第1分科会では、このチェック・トランケーションについて、同技術をわが国に導入する場合の法的問題を、欧米における法制度との比較法的考察をふまえ、現行法の解釈および実務的対応の範囲内で検討を行い、2000年報告書において現行法下での可能な法的構成等を示した。

2000年報告書の内容については、2000年10月に開催された金融法学会第17回大会において本研究会第1分科会の岩原主査より個別報告として報告された(岩原紳作「チェック・トランケーションにおける法律上の問題—手形・小切手の簡易な取立方法の法律上の問題と解釈論的対応—」金融法研究第17号1頁以下)。従来、チェック・トランケーションの法的検討に関する文献が少なかったこともあり、2000年報告書および金融法学会における報告は、研究者、実務家から高い関心が寄せられた。

その後、全国銀行協会において、チェック・トランケーションの本格的な導入について検討が開始され、2002年3月に「チェック・トランケーション導入に関する基本方針について」(後掲〔参考資料2〕39頁以下。以下「基本方針」という。概要については、「チェック・トランケーション導入に関する基本方針について」全国銀行協会「金融」2002年4月号2頁以下参照)を機関決定し、2006年(平成18年)8月の導入を目的にチェック・トランケーションの検討・準備を進めることとされた。そこでは、「チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の整理について」が示され、本研究会に対し、券面イメージデータの送信等、2000年報告書では想

定していなかった事項をあわせて、モデルプラン（試案）の再検証を依頼することとされた（基本方針・別紙3。〔参考資料2〕51頁以下）。

この報告書は、本研究会第1分科会が、この依頼を受け、再びチェック・トランケーションの法的問題点を検討した結果を取りまとめたものである。検討にあたっては、2000年報告書をベースに、基本方針において示されたスキームについて、論点ごとに検証した。基本方針では、2000年報告書では想定していなかったスキーム、あるいは当時は技術的に導入には時間がかかると思われていたスキーム、具体的には、券面イメージデータの送信と電子手形交換所の創設というスキームが提案されている。このため、今回の検討にあたっては、2000年報告書に示された法的構成を出発点としつつ、2000年報告書の考え方を今回のスキームにあわせて再構成するとともに、手形交換所概念の拡張といった近時指摘されている見解にも踏み込んで検討を行った。その他にも、実務上生じうる新たな問題点、具体的な導入に伴い再度確認を要した事項など、必要な範囲で検討を加えている。

2. 全銀協チェック・トランケーションのスキーム

現在、全国銀行協会内に設置されているチェック・トランケーション検討部会で検討中の枠組みの概要は以下のとおりである（図1参照）。

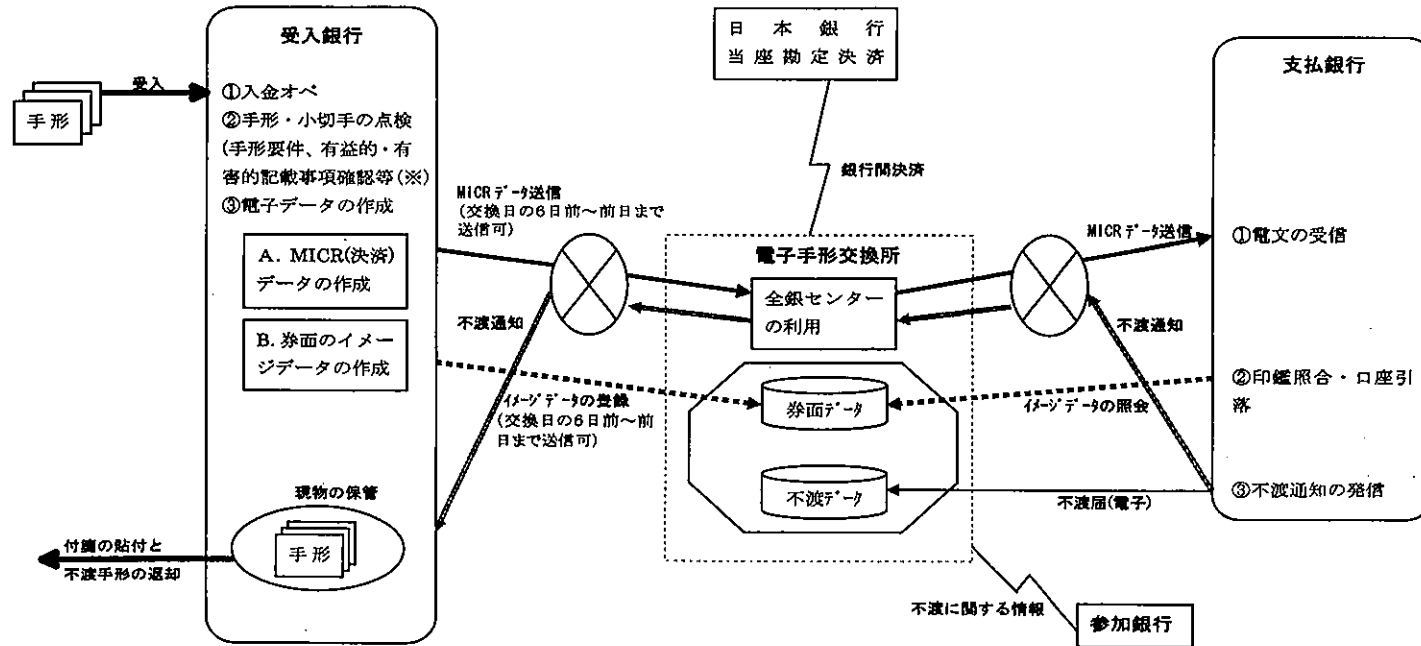
全国銀行協会は、受入銀行から電子化された手形・小切手のデータを受入れ、支払銀行へ配信するとともに、交換戻の算出や券面イメージの保管・管理機能などを備えた電子手形交換所を、全国で1カ所設置する。

受入銀行は、手形・小切手を受け入れた場合には、入金記帳等のオペレーションを行ったうえで交換持出の可否について形式点検するとともに、手形現物から、銀行コード、口座番号、金額などMICR印字をベースとしたMICR（決済用）データと、手形・小切手の券面を電子化したイメージデータという、2種類の電子データを作成する。

MICRデータは、各支店等に設置された全銀システムの端末を通じて電子手形交換所（全銀センター）に送信される。券面イメージデータは、各支店または各行の事務センターでスキャナ読込みにより作成され、そのデータ量に応じてデータ伝送またはMT（磁気テープ）等の媒体で電子手形交換所（アーカイブセンター）に登録される。電子化の処理を終えた手形・小切手は、そのまま受入銀行で保管する。

電子手形交換所では、受入銀行から送信されたMICRデータに基づき交換戻を算出し、日本銀行当座勘定で決済を行うこととなる。また、受入銀行から登録された券面イメージデータを保管し、支払銀行からのオンライン照会に対してイメージデータをオンラインで回答する。

(図1) チェック・トランケーションのモデルプラン (試案) の概要図



(※) 手形要件、有益・有害的記載事項の確認等については、イメージデータにより、従来通り支払銀行で行うこととする考え方もある。

支払銀行は、受入銀行から電子手形交換所経由で送信されたMICRデータに基づき、電子手形交換所にイメージデータを照会し印鑑照合等を行ない、取引や資金の有無等を確認したうえで当該手形の振出人口座から引落とし処理を行うこととなる。

不渡りが発生した場合は、支払銀行は不渡事由を確定のうえ不渡通知を作成し、電子手形交換所に送信する。電子手形交換所では、支払銀行から送信された不渡通知(決済データ)に基づき交換尻を算出し、日本銀行当座勘定で決済を行うこととなる。電子手形交換所は、また、不渡通知を受入銀行に送信し、不渡通知を受取った受入銀行では、支払銀行に代って当該手形・小切手に不渡付箋を貼付して取立依頼人に返還する。

なお、受入銀行では、従来の交換持出が可能か否かの形式点検だけではなく、裏書の連続等の手形要件を満たしているか、有益的・有害的記載事項はないか等の券面上の記載事項についても支払銀行に代わって点検を行ったうえで、その結果をMICRデータに記載して支払銀行に通知する枠組みとすることも視野に含めて検討している。この場合、裏書不連続や指図禁止文言があるにも係わらず裏書譲渡されている手形を看過するなど受入銀行の点検結果に過誤があり、振出人に損害が生じた場合には、支払銀行が一時的に損害を負担するが、後日受入銀行に求償することとなる。ただし、裏書の連続に疑義がある場合でも、振出人が当該手形の支払いに応じる意思がある場合もあることから、受入銀行は支払銀行にその旨を決済電文に付記する形で通知し、支払いの可否判断を支払銀行に委ねることがある。この場合、受入銀行が通知した事項についての確認義務は支払銀行が負うものとし、支払銀行はその事項については受入銀行には求償できないこととなる。

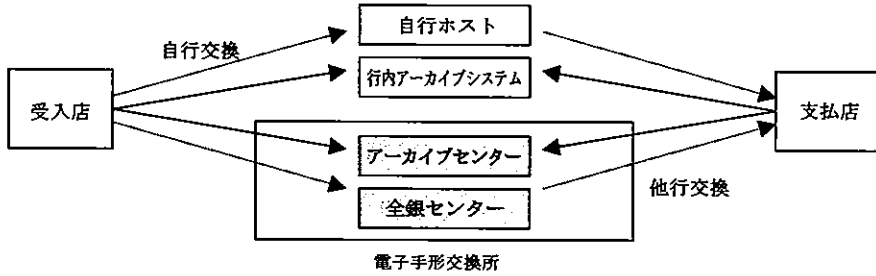
本スキームでは、支払銀行が交換所に提出する不渡届についても電子化して伝送する方向で検討を進めており、電子手形交換所における不渡情報の管理や参加金融機関への情報還元について電子化したデータを送信することを検討している。

なお、本件に関連して、金融機関の店舗が、自行の他の支店が支払場所となっている手形(行内交換手形)を受入れた場合に、①電子手形交換所内のアーカイブセンターではなく、自行内に設けたアーカイブシステムを用いて受入店-支払店の間のイメージ授受を行うスキームを導入することや(図2①参照)、②券面イメージデータを受入店から支払店に伝送するのではなく、印影照合システム等を用いて受入店で印鑑照合を行って手形金を支払い、そのまま受入店で手形を保管するというスキームを導入することも考えられる(図2③参照)。

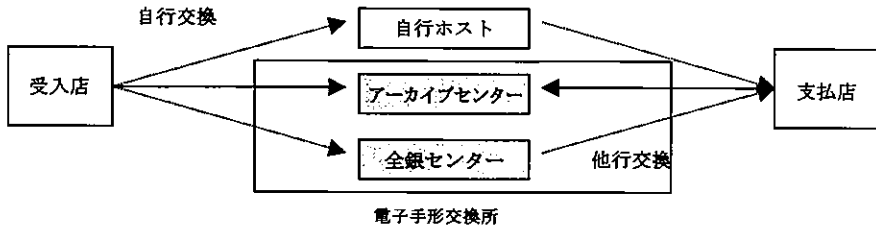
図2 行内交換手形のスキーム (概念図)

—— イメージデータ
—— 決済データ

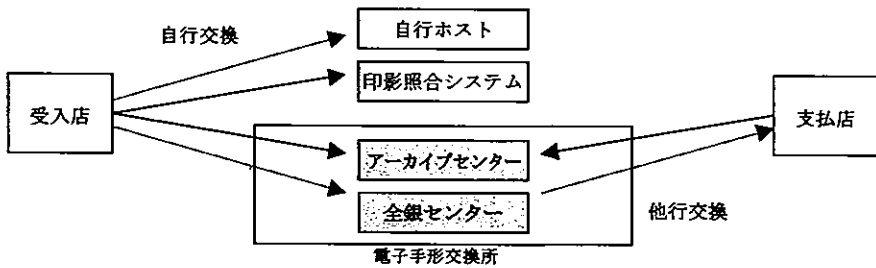
① 自行内にアーカイブシステムを構築するパターン



② 電子手形交換所のアーカイブセンターを共用するパターン



③ 行内交換分については、行内のネットによる印影照合システムを利用することにより、受入店で印影照合および支払可否判断を行うパターン (現物は受入店で留め置き)



3. 法律問題の検討

(1) 支払呈示の問題（遡求権保全の効力）

再検証において、最も重要な法的問題の一つは、今回提案されたスキーム（以下「CTスキーム」という。）によるチェック・トランケーションにおいて、遡求権保全の効果が発生する有効な支払呈示があったと考えることができるか否かである。

① 券面イメージデータの支払呈示

今回のCTスキームでは、現物の手形・小切手を受入銀行に留め置き、受入銀行が券面イメージデータを電子手形交換所に送信することとしている。このスキームでは、従来の手形交換の実務になぞらえて、受入銀行が持出銀行として手形交換所に手形・小切手を持ち出し、支払銀行で印鑑照合を行う場合と同じようなスキームを想定している。このようなスキームのもとでも、従来行われてきた手形交換所における交換呈示により、支払呈示の効力を発生させるのと同じ効力を発生させることが可能かどうかが問題となる。

この点は、現行の手形法・小切手法における支払呈示は、あくまでも現物の呈示を前提にしていることから、今回のCTスキームにおける券面イメージデータを電子手形交換所に送信し、同交換所がこれを受信したことをもって、支払呈示があったとみなすことはできないと考えられる。

そこで券面イメージデータによる「呈示」に支払呈示の効力を認めるためには、手形法・小切手法の改正が必要になる。米国では、米国統一商事法典第3編を改正し、電子的な手段による呈示（presentment）を有効な呈示と認める規定を設けている。イギリスでも、同様に、1996年に流通証券法を改正し、電子的な方法での小切手の支払呈示を認めている（米国、イギリスは、ジュネーブ統一条約を批准しておらず、両国の流通証券法は同条約にもとづくものではない。2000年報告書2頁以下（〔参考資料1〕20頁以下））。もっとも、手形法・小切手法は、米国、イギリスとは異なり、ジュネーブ統一条約にもとづく立法であり、これを改正することが可能かどうか問題となる。支払呈示の効力に関する点にしばって、特別法を制定することが不可能かどうかは、検討の余地がないわけではないが、その実現には相当の困難を伴うことは否定できない。現実的には、現行法の枠内で処理するほかないであろう。

日本同様、ジュネーブ統一条約批准国のドイツでは、チェック・トランケーションは、銀行間の取決めにより行われており、券面イメージデータの送信ではなく、小切手に関する一定のデータを電子化して送信している。こうした処理には、支払呈示の効力は認められていない（2000年報告書7頁以下（〔参考資料1〕25頁以下））。なお、ジュネーブ条約締約国の支払呈示をめぐる最近の動向については後述）。

② 受入銀行の手形等の受入れについての支払呈示効

上記のように、現行法の解釈としては、券面イメージデータの送受信には支払呈示の効力が認められない以上、受入銀行の手形等の受入れをもって支払呈示の効力を認めるために、別途の法律構成を検討しなければならない。以下、手形交換所概念の拡張、2000年報告書で示した占有改定構成・代理構成について検討する。

ア. 手形交換所概念の拡張

受入銀行に所持人から手形・小切手が持ち込まれたことによって、手形法第38条の支払呈示の効力を認めるためには、所持人による受入銀行による手形所持人からの手形等の受入れをもって支払銀行への呈示とみなすことができるか、あるいは手形交換所における呈示とみなすことができるかを検討する必要がある。

手形交換所における呈示は支払呈示たる効力を有する(手形法第38条第2項)ところ、まず、手形交換所の概念を拡大し、電子手形交換所の参加銀行の各支店を電子手形交換所の一部(例えば出張所とする)とすることにより、所持人が当該支店(受入銀行)へ手形・小切手を持ち込むことにより交換所における呈示効を発生させるとすることが考えられる(以下、この構成を「手形交換所概念拡張構成」という)。ジュネーブ条約の改正は、先述のとおり相当困難であるとされるが、同条約では手形交換所として認めるべき施設は各国が独自に決めることができることとされているため、電子的な手形交換について、ジュネーブ条約締約国の一部では、手形交換所概念を拡張し、支払呈示の効力を認める動きが報告されており(後述)、こうした動きを踏まえ、わが国においてもこうした対応をとり得るとの指摘がある(後藤紀一「電子手形交換所の開設と支払呈示の効力」金融法務事情1649号14頁)。この場合、手形交換所の指定は法務大臣が行うこととしているところ(手形法第83条)、その指定で電子手形交換所の参加銀行の各店舗を指定するとすることも考えられる。このような構成は、CTスキームと現行の手形法・小切手法の解釈とを、整合的かつ簡明に説明することが可能である。即ち、所持人から受入銀行が手形・小切手を物理的に受入れることによって、「手形交換所ニ於ケル…呈示」(手形法第38条第2項、小切手法第31条)があったものと考えることができよう。受入銀行店舗が手形交換所に指定されることによって、「手形交換所ニ於ケル」という要件を充たすことは明らかである。これに対し、支払銀行が手形・小切手の現物を直接見ることはないことから、手形法第38条第2項・小切手法第31条に言う「呈示」があったと言えるのかという疑問があるかもしれない。この点については、次のような考え方もありうる。すなわち、手形法第38条第2項は、「手形交換所ニ於ケル為替手形ノ呈示ハ支払ノ為ノ呈示タル効力ヲ有ス」と規定している。それは、受入銀行が手形を手形交換所に持ち込んで、それが手形交換所規則に従って処理され、支払銀行の手形交換所にお

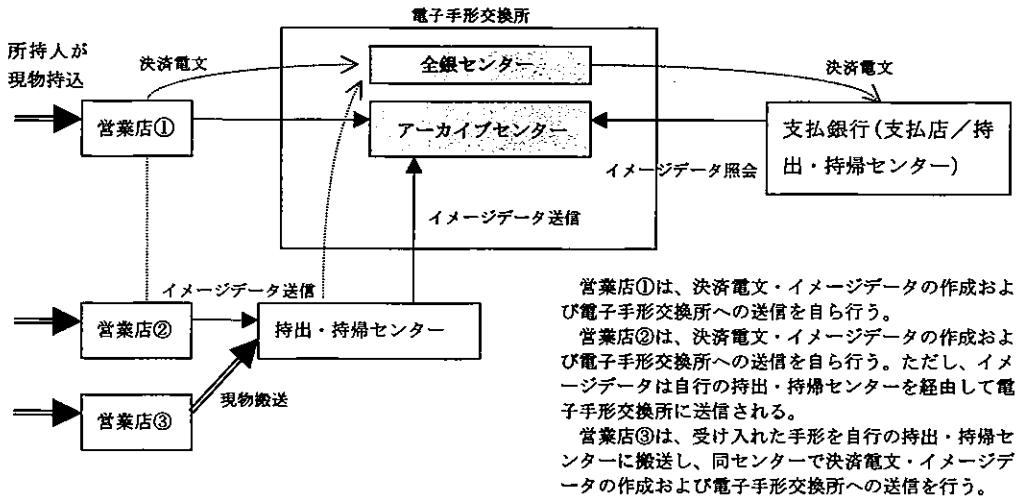
る閲覧が可能な状態に置かれた場合には、その時点で呈示の効力が生ずる趣旨と解し、したがって、実際にはありえないことであろうが、理論的には、支払銀行が手形交換所に参集しなくても、上記の時点で呈示の効力が生じていると解することになる。そして、このように解しないと、これも実際には考えられないことであろうが、理論的には、呈示の効力の発生の有無が支払銀行の対応の仕方によって左右されることになり、手形所持人の地位を不安定なものにすることになってしまう。手形法第38条第2項が「手形交換所ニ於ケル…呈示」と規定し、「手形交換所ヲ通ズル呈示」という規定の仕方をしなかったのは、以上のことを意味していると考えることができる。いずれにしても、実質的には、支払銀行は券面イメージデータを受信して手形・小切手の券面を目にしているし、形式的には、受入銀行も支払銀行もともに手形交換所の一部を構成していることから、手形交換所全体として見れば、手形・小切手現物の呈示があったと言うこともできよう。なお、このような構成をとった場合には、どの営業店を手形交換所に含めるのか(MICRデータやイメージデータの作成および電子手形交換所への送信をせずに、単に自行の事務センター等に手形を搬送することとしている営業店や、他の金融機関の営業店等に代理交換を委託している営業店をどのように位置づけるか)など、実務上のスキームおよびそれに伴う法律関係については、今後検討が必要であろう(図3参照)。

なお、ジュネーブ条約締約国の状況についてみると、小切手の呈示について、フランスやスペインは、支払銀行に対する物理的呈示を要求していないと解しているようである(後藤・前掲12頁以下。以下、ジュネーブ条約締約国の状況については、後藤論文による)。例えば、電子手形交換制度は、小切手法に違反するものではなく、改正をしなくても支払呈示の効力を認めているとのことである。スペインでは、何をもって手形交換所とするかは国内法により決めることができるとして、手形交換所の概念を広げ取立システムもこれに含めることで対応しているとのことである。他方、ドイツでは、前述のとおり、現行のチェック・トランケーション・システムのもとで、支払呈示の効力を認めていないが、EU諸国において小切手の物理的呈示は要しないとの解釈により電子手形交換が行われている事実や、学説でも物理的呈示を要しないとの考え方が有力になっていることを背景に、手形交換所の概念を拡大する方向で対処することとし、手形交換所規則を改正して、各銀行店舗を手形交換所とする方向で検討が進められているとのことである(後藤・前掲13頁以下)。

図3 電子手形交換所への参加形態 (概念図)

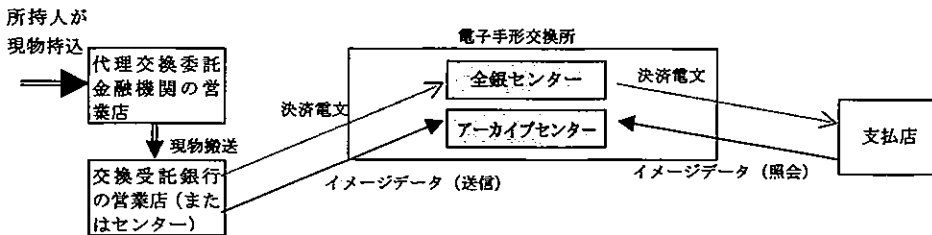
——— イメージデータ
——— 決済データ
==== 現物授受

(1) 直接交換参加する金融機関

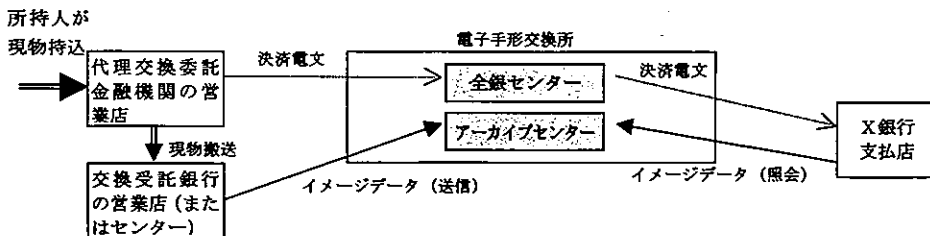


(2) 代理交換委託金融機関

①代理交換参加Ⅰ型 (交換受託銀行が決済電文およびイメージデータを作成・送信する。)



②代理交換参加Ⅱ型 (決済電文は代理交換委託金融機関が作成・送信し、イメージデータは交換受託銀行が作成・送信する。)



イ. 代理構成・占有改定構成

次に、2000年報告書で示した代理構成および占有改定構成による支払呈示効の可能性を検討する。

代理構成について、2000年報告書では「取立銀行が支払銀行の代理人となるという構成を用いるのであれば、わざわざ占有改定という手続を行わなくても、全ての金融機関の間の協定に基づき、全ての金融機関店舗が、他の全ての金融機関店舗の代理人としての資格を予め与えられていれば、手形・小切手所持人が手形・小切手の取立依頼をいずれかの金融機関店舗（取立銀行）に行った段階で、自動的に支払銀行に直接支払呈示をしたものと扱えるのではないか」との考え方を示していた（2000年報告書17-18頁（〔参考資料1〕34頁））。すなわち、受入銀行が所持人から手形・小切手の現物を受入れたことによって、支払銀行に対する手形・小切手の現物の呈示もあったことになり、この構成によれば、前述のア.で検討したような「呈示」概念をめぐる問題は生じない。

占有改定構成については、2000年報告書では、「金融機関の間の包括的合意に基づき、顧客から手形・小切手の取立依頼を受けその占有を取得した取立銀行が、当該手形・小切手を以後は支払銀行のために占有する旨の占有改定の意思表示を（民法第183条）、電子的方法により支払銀行に対して行う」と説明しており、その結果、「取立銀行は支払銀行の代理人として手形・小切手を占有することとなり、支払銀行自体が手形・小切手を受け取ったのと同視して、そこで支払呈示があったものと扱う」とされていた（2000年報告書15-17頁（〔参考資料1〕32-34頁））。これを今回のCTスキームに照らして考えてみると、前述ア.の「呈示」概念の検討を前提にすれば、占有改定により手形交換所が手形の占有を取得して、受入銀行から手形が手形交換所に持ち込まれたのと同様の効果が生ずることになり、かつ、受入銀行から手形交換所にこの手形のMICRデータおよび券面イメージデータが送信され、支払銀行からのオンライン照会に対してイメージデータをオンラインで回答する仕組みとなっている。そうである以上、この手形については、現物が手形交換所に持ち込まれ、手形交換所において支払銀行がその手形を閲覧することが可能な状態に置かれたのと同じ状態に置かれているといえることができる。以上のように考えれば、占有改定構成によっても、支払呈示の効力を認めることは不可能ではないと考えられる（なお、「支払呈示」は、手形・小切手の現物を支払人に見せて支払いを促すことであり、あくまでも現物が支払人（あるいは支払銀行）の面前で示されることを要求すると考えると、占有改定では支払呈示の要件を満たさないとの指摘もあり得よう。しかし、ここでは、占有改定により支払銀行が「見た」ことを含意すると考えている）。

占有改定の意思表示およびそれがあったことにより支払呈示があったこととする取扱いに関しては、手形交換所規則あるいは銀行間の集团的契約により、受入銀行が顧客から当該手形・小切

手の取立依頼を受け、支払銀行に決済データ等を送信したことにより、当該意思表示およびそれがあったことにより支払呈示があったこととする包括的な取決めをすればよい。

ところで、今回のCTスキームでは、「電子手形交換所」を介するスキームとなっており、現行の手形交換制度をそのまま踏襲することが意図されている。そこで、上述の代理構成あるいは占有改定構成をこのスキームに対応させると、次のようになる。すなわち、代理構成により、受入銀行を電子手形交換所の代理人と構成する場合には、受入銀行に手形・小切手が持ち込まれれば、電子手形交換所への呈示そのものと解される(この点については、上記ア.の手形交換所概念の拡張と同様の結果が得られることとなる)。また、占有改定構成の場合には、取立依頼により、事後は手形交換所のために受入銀行が当該手形・小切手を占有することとなり、手形法第38条第2項に規定する手形交換所における呈示があったものと同視できることから、手形の支払呈示の効力を有するといえることになる。

上記のような取扱いを行う場合には、従前の取扱いと異なる以上、包括的に、当座勘定規定に電子的に呈示された場合について規定することが必要になろう。それにより、手形・小切手を利用する顧客に周知させる必要があるだろう。

手形法・小切手法は、支払場所の記載があるときは、支払呈示は当該支払場所で行わなければならないとされており、CTスキームでは受入銀行の手形等の受入れにより、支払呈示の効力に問題はなかと指摘も考えられるが、この場合も、代理構成・占有改定構成のいずれも、受入銀行の手形等の受入れにより、支払銀行(あるいは電子手形交換所)に呈示があったものと同視しうると解することから、本来の支払場所に呈示があったものとして、有効な支払呈示と認めることができ、支払場所の変更とはならないと考える。このことは、支払地と支払場所の関係についても同様である(岩原教授発言・「チェック・トランザクションにおける法律上の問題—手形・小切手の簡易な取立方法の法律上の問題と解釈論的対応—」金融法研究第17号25頁)。なお、支払場所の変更と考える場合であっても、振出人については、振出人・支払銀行間の合意により、振出人の代理関係を受入銀行に拡張し(民法第104条)、受入銀行が振出人の復代理人として、所持人と支払場所の変更を合意したものと考えることができよう。所持人については、そのような合意にもとづく受入銀行による取扱いを利用して取立を行っている以上、振出人・所持人間で支払場所の変更の合意があったものとして取り扱うことは可能であろう。結果として、振出人たる債務者は、支払場所がどこになるか事前に分からないものの、合意にもとづく支払場所へ呈示されているのであって、有効な支払呈示と認められるし、振出人としては手形・小切手に支払場所として記載されている金融機関店舗に資金を用意していれば足りるのであって、そのような取扱いにより当事者が不利益を被ることはないと考える(手形交換所概念拡張構成では、手形交換所における呈示であり、この点は問題とはならない)。

なお、代理構成や占有改定構成の場面では、受入銀行について双方代理禁止規定に抵触するのではないかと指摘も考えられる。しかし、上述の通り、受入銀行の手形等の受入れにより、支払銀行(あるいは電子手形交換所)に呈示があったものと同視しうると解することから、本来の支払場所に呈示があったものとして、問題とならない。少なくとも、代理構成を採る場合には、受入銀行に手形・小切手が持ち込まれた場合支払銀行に対して直接呈示があったものと同視できるのであって、取立委任ではないと考える。仮に双方代理禁止が問題になるとしても、本人があらかじめ同意していれば双方代理禁止は解除ないし許容されると解されており、所持人、支払銀行の何らかの同意を、関連する規定等に盛り込むことにより対応できるものと考えられる。また、合意がない場合でも、手形債務の支払については単なる債務履行となるので双方代理の規定には抵触しないし(民法第108条但書)、不渡返却の事務および支払後の手形を受入銀行が支払銀行(あるいは手形交換所)に代わって保管する点については「新たな利益の交換を生じることのない行為」として許されるものと解することができるだろう。

ウ. 行内交換の場合

CTスキームにおける行内交換のあり方については、今後、さらに実務的な検討を進めるということであるが(図2(5頁)参照)、現段階では、2000年報告書で示した代理構成がもっともよく適合する考え方と思われる。すなわち、受入店を支払店の代理人と構成することで、受入店が手形・小切手を受け入れれば、そのことをもって支払店への呈示があったことと同視しうるとして、有効な支払呈示と認められるであろう。同一銀行内において店舗間での代理関係、あるいは同一銀行におけるすべての店舗を本来の支払場所と見なすことについて、振出人(手形債務者)および所持人が、関連規定など何らかの形で認識しうるのであれば、支払呈示の効力を認めても差し支えないと思われる。

なお、2000年報告書15頁([参考資料1]32頁)では、これまで「手形・小切手の支払場所としての金融機関は、金融機関の個別の店舗毎に一つの独立した金融機関をなすものとして扱われており、手形・小切手に支払場所として記載されている金融機関店舗とは別の店舗が、代理占有関係等に基づき支払場所としての役割を果たすことは、たとえその店舗が支払場所として記載されている金融機関と同一の金融機関に属する店舗であっても、考えられてこなかった」ことについて、現在の技術水準を考慮すると「各店舗を単位とすることは、むしろ現状には合わなくなっている」として、「全ての問題につき支払場所としての金融機関を個別の店舗単位で考える必要はなくなりつつある」としており(2000年報告書16頁([参考資料1]33頁))、このような考え方に立てば、少なくとも同一銀行内における支店への呈示は、いずれの支店における呈示であっても、すべて適法な支払場所への呈示と考え得る。

(2) その他の遡求権保全の手当て

手形・小切手の拒絶証書については、それが付箋になされた場合も有効とされている(拒絶証書令第3条)ほか、小切手については券面への不渡宣言に代えることも認められている(小切手法第39条)が、統一手形・小切手用紙には拒絶証書を不要とする文言が記載されていることから作成していない。ただし、適法なる呈示があったことおよび支払拒絶されたことの証拠として不渡付箋を貼付(小切手は支払拒絶宣言を券面上に記載)している。今回のCTスキームでは、手形・小切手の現物は、受入銀行に留め置かれるため、支払銀行は付箋の貼付ができない。この場合、当該付箋の貼付を受入銀行が支払銀行の委託により行うことについては、電子手形交換所規則などにより規定することで、これを認めることができると考えられる。その場合の付箋の表現は、「(支払銀行名) 代理人 (受入銀行名)」といった表記となろう(これは支払呈示効を発生させることとは切り離して考えており、支払呈示効を発生させるための占有改定構成・代理構成とは別の法律関係である)。

なお、上述のように券面イメージデータによる呈示の効力はないが、明らかに呈示期間経過後もしくは呈示期間前ということであれば、受入銀行はMICRデータおよび券面イメージデータを支払銀行に発信せず、不渡付箋を貼付して入金人に返還する取扱いを認めることは可能であろう。この場合、受入銀行は、支払銀行の代理人として、こうした処理を行うこととなると考えられるが、こうした取扱いについては上述のように電子手形交換所規則などの規定にもとづき行われることとなるであろう。

(3) 裏書の連続、手形・小切手要件、変造の調査義務

今回のCTスキームを採る場合、手形・小切手の現物は、受入銀行に留め置かれることとなるので、裏書連続等の調査を現物により行うことができるのは、受入銀行ということになる。2000年報告書では、支払銀行は、振出人に対する当座契約上の債務の履行補助者として受入銀行を用いていると位置づけ、受入銀行の調査の過失による損害について支払銀行が責任を負うものとされている(2000年報告書20頁(〔参考資料1〕36頁))。さらに、政策的には、そのような場合は、支払銀行が損失を負担したうえで、受入銀行に求償する仕組みとすることが望ましいとされている(2000年報告書20頁(〔参考資料1〕36頁))。このことは、今回のCTスキームにおいても同様と考える。

他方で、今回、CTスキームでは、受入銀行は、券面の両面をイメージデータとして、電子手形交換所に送信し、支払銀行は、電子手形交換所に照会することにより、券面の情報はほぼ現物と同様の状態で確認することができるかとされている。また、受入銀行は、裏書連続等の調査を行ったうえで、問題がある場合は支払銀行に通知し、その通知を受けた支払銀行は電子手形交換

所に券面イメージデータを照会、確認のうえ、支払を行うか否かを判断する。したがって、支払銀行は、受入銀行から問題がある旨の通知を受けない場合には、券面イメージデータによる確認を行わないで支払うこととするとも考えられる。この場合でも、受入銀行の調査上の過失により通知がなされなかったために、支払銀行が券面イメージデータを確認することなく支払いを行ったとしても、振出人との関係では、支払銀行が損失に対して責任を負うことになる。

なお、スキームとしては、受入銀行は、券面イメージデータを電子手形交換所に送信するので、現行の実務上の取扱いと同様に支払銀行が券面イメージデータにより裏書連続等を確認し、支払いを行うこととし、受入銀行は紙質や明らかに銀行制定の手形ではないなど一見して判別可能なもののみ点検、通知するという枠組みも考えられる。この場合、支払銀行は券面イメージデータによる調査をもって調査義務を果たしているとみなすこともできると思われる。ただし、この場合、後述する印鑑照合と同様に、現物であれば確認できたにもかかわらず、券面イメージデータにより確認できなかった場合は免責を主張できないものと思われる。この点は、券面イメージデータの技術レベルとの兼ね合いで決定される。

以上のような加盟銀行間における損失分担のルールについては、参加銀行間の集团的取決め（たとえば、電子手形交換所規則）のような形で決めておけばよいだろう。

(4) 資金引落し時における印鑑照合

支払銀行は、券面イメージデータにより印鑑照合を行い、顧客口座からの資金引落しを行うこととしている。こうした取扱いについて、民法第478条の免責が認められるかどうか。判例・通説に従えば、現物の確認ではなく、券面イメージデータの確認によっても、相当の注意をもって、印鑑照合を行えば、免責されるものと思われる。ただし、前提としては、民法第478条を主張できるだけの技術レベルであることが必要になる。現物で判断していれば偽造と判断できたであろう印影について券面イメージデータで確認したことにより看過してしまった場合には支払銀行として免責を主張することはできないと思われる。

この問題は、善管注意義務の問題であるので、当座勘定規定の改正は必ずしも必要ないと思われるが、顧客に対し取扱いを明確化しておくために、券面イメージデータによるものを含む旨を示しておく方が望ましいであろう（たとえば、「手形、小切手…に使用された印影または署名（イメージデータによるものを含む。）を、…相違ないものとして認めて取扱いしましたうえは…責任を負いません」のような記載。当座勘定規定第16条第1項）。

なお、今回のCTスキームでは中小規模金融機関や大手金融機関でも他の支店網と地理的に離れた場所にある店舗等について円滑に電子手形交換所に参加できるように、種々の委託制度を導入することを検討している。この場合は、支払銀行の代理と構成することにより、支払銀行は自

ら印鑑照合を行わずに、印鑑照合も含めて受託金融機関に委託することも可能となるであろう。

(5) 電子手形交換所における取引停止処分の取扱い

電子手形交換所が、現行の手形交換所における取引停止処分と同様の取扱いを実施しうるだろうか。

取引停止処分を行っているのは日本、台湾、フランスなどであり、このうちフランスは法律で中央銀行に登録することとしており、立法により手当てされている。

研究会では、わが国では、昭和58年の東京高裁判決において、取引停止処分は独禁法違反とはならないとされたが（東京高判昭和58.11.17金融法務事情1050号43頁以下）、「取引停止処分の効力を当該交換所の地域に限定している」ことがその理由とはなっていないものの、事実上、取引停止処分が容認される一因となっているのではないかと指摘があり、したがって、電子手形交換所が全国一律に手形交換を行う結果、全国的に取引停止処分の効力を拡大させることとなる点については、振出人にとって過酷なペナルティーを課すことになり、公正取引委員会に確認の必要があるとされた。仮に全国的に取引停止処分の効力を拡大させるならば、処分内容を緩和することが妥当であると思われる。例えば、処分期間を2年から1年に短縮する、あるいは既存の交換所の地域でのみ処分に付すようシステム対応する等、振出人の被る不利益を緩和させる措置を考慮すべきであろう。

(6) その他

現在、支払銀行では、手形・小切手の現物については、商法第36条の「営業に関する重要書類」として最低10年間保存している。今回のCTスキームでは、現物をできる限り電子媒体に置き換え、現物による手形交換事務を合理化することとしている。したがって、CT導入後も、受入銀行で保管することとなると、負担軽減、合理化とならないこととなる。CTスキームでは、電子手形交換所で券面イメージを記録し、支払銀行の照会に供することで、現物の破棄を実現することが可能かどうか問題となる。平成14年4月1日施行の改正商法では、商法第36条の「重要書類」は「重要な資料」に改められ、当該資料には電磁的な記録を含むものとされている。電磁的記録については、商法（法務省令を含む）の規定により明文化されているが、最初から電磁的記録として書面により記録の残らないものについては、一定の範囲でこれを解釈により含める余地はあるものの、手形・小切手の券面イメージデータについては、電磁的記録に含まれるとは必ずしも言えない。

そこで次に問題になるのは、手形・小切手の現物に代えてそのイメージを保存することで商法第36条の保存義務を充たすことができないかである。商法第36条の商業帳簿等の保存について

は、従来から現物に代えてマイクロフィルム、磁気テープ、フロッピーディスク、CD等により保存することの是非が論じられ、学説も分かれていたところである。しかし法務省は、以下のような一定の厳重な条件の下、原本に代えてマイクロフィルムによる保存を認めている。即ち、マイクロ写真の解像力が十分であり、かつ商法所定の期間(10年)保たれるものであること、閲覧権利者が要求した場合にすみやかに見読可能な状態にすることができること、監査役・会計監査人の監査等に必要な限りにおいて、原本で3年以内閲覧できるものとする事、マイクロ写真又はその目録に作成責任者が署名すること、マイクロ写真の作成・検査・保管に至る過程についてその内容と経過の記録が保管されていること、文書規定によりマイクロ写真作成責任者を明らかにし検査等の手続きを講じること、である(昭和49年11月18日民四第6029号民事局長回答)。そして学説でもこれを可能とする説が多くなっている(矢沢惇「商法改正の諸問題」商事法務517号14頁・20頁、石井照久=鴻常夫『商法総則』148頁、近藤光男『商法総則・商行為法』(第4版)86頁等)。

そこで法務省見解の下で原本に代えてマイクロフィルムによる保存が認められる条件を、イメージデータが充たすことができれば、マイクロフィルムの場合と同様に、手形・小切手の現物に代えてイメージデータで保存し、現物は廃棄することも可能ではなからうか。ただここでいう解像力は、単にそこに記載してあることが判読できればよいというだけではなく、現物と比較して、振出人等が手形・小切手が偽造されたり変造されたものであるか否か等を立証するうえで遜色のない解像力がなければならない。また作成過程に関する手続要件を形式的に充たすだけでなく、イメージデータが適正に作成されたということが信頼感をもって証明されうるようであればならない。

なおこのような意味での解像力及び作成過程の適正さについて裁判官の心証を形成できれば、3(4)で論じたような、現物で相当の注意をもって判断してもイメージデータで判断した場合と同じように偽造とは判断できなかったであろうとして、民法第478条による免責を主張することが可能とならう。

4. 結語

以上のとおり、本報告書では、基本方針で示されているスキームについて、2000年報告書をベースに法的問題点を再検討し、現行の法制度の下で可能な法的構成、解釈を示した。ここでは、手形交換所概念の拡張という新たな考え方についても検討を加えるとともに、2000年報告書に示された法的構成も、徐々に具体的になってきたチェック・トランケーション・スキームのもとでも、実務上、基礎となり得る考え方であることが、改めて確認されたとも言えよう。しかしなが

ら、本格導入に向けた検討は、まだ緒についたばかりであり、引き続き、実務上、様々な法的・技術的課題に直面するものと思われる。本研究会では、この報告書および2000年報告書が、今後の検討に裨益することを願うとともに、今後の具体的な検討を注視していきたい。

以 上

チェック・トランケーションにおける 法律問題について

第一章 問題の所在

第二章 比較法的検討

第一節 アメリカ

第二節 イギリス

第三節 ドイツ

第四節 フランス

第五節 最近の変化

第三章 我が国における対応策

第一節 遡求権の保全

第二節 偽造された手形・小切手支払いのリスク

第三節 裏書の連続、手形・小切手要件、変造の調査義務

第四節 支払済手形・小切手の処理

第五節 手形交換所の意義

第六節 その他

第一章 問題の所在

我が国における手形・小切手の銀行を通じた取立は、ある銀行を例にとると、以下のような事務フローにより行われている。即ち、顧客より手形・小切手の取立・入金依頼を受けた取立銀行窓口では、入金オペレーションを行ったうえ、手形・小切手を他手・行内交換・隔手・個別代金取立等の取立方法毎に分類し、MICR印字・マイクロフィルム撮影をして、個別代金取立以外は取立銀行事務センターに行内メール便で搬送する。事務センターでは手形・小切手を、同一手形交換所の手形・小切手は支払銀行別に、その他の地区の交換所の手形・小切手は交換所別に、専用のソーターで分類し、それぞれの手形交換所に持ち出す他、行内交換については支払営業店に送付する。一方、手形交換所から手形・小切手を持ち帰った支払銀行は、ソーターにより支払店別に分類し、印字手形・小切手は引き落としデータを作成し、システムで引落処理を行う。それから地区センターに送って、地区センターで手形・小切手の印鑑照合・形式点検を行ってから、支払営業店に手形・小切手を返却する(但し、事務センターの画面で印影を見て印鑑照合等を行う場合もある)。非印字手形・小切手については、事務センターで営業店別に分類したうえ直ちに地区センターに送る。地区センターでは手形・小切手の印鑑照合・形式点検のうえ、手作業による引落処理を行って、支払営業店に手形・小切手を返却する。

これらの事務は銀行によって区々ではあるが、いずれの銀行にとっても重い事務負担になっている。手形・小切手の現物の支払呈示は行わず、取立銀行に留め置いたままで、それらのデータのみを取立銀行から支払銀行に送付することができれば、取立銀行・支払銀行双方の事務負担ひいては経費を大幅に削減することができる。小切手に関するそのような技術を、チェック・トランケーションと呼ぶ。本報告は、チェック・トランケーションを我が国に導入するに当たっての法的問題点を明らかにし、その解決方法を解釈論及び約款改定等による実務的な対応の範囲内で検討するものである。

第二章 比較法的検討

第一節 アメリカ

一 チェック・トランケーションを可能とする立法

アメリカは小切手の使用が恐らく最も盛んな国であり、その使用枚数が増えつづけたために、銀行にとって小切手取立処理費用が高み、銀行経営にとって非常に深刻な問題になっている。そこで早くからチェック・トランケーションが試みられてきた。法改正がなされたのも早く、1990年の改正によって、チェック・トランケーションを可能にする規定が、統一商事法典に設けられた。即ち、電子的呈示の合意により、小切手などの証券(item)の現実の呈示に代えて、その影像(image)の伝達またはそれに関する記載をした情報の伝達(呈示の通知)により、証券の呈示を行うことができる旨が規定された(U.C.C. § 4-110)。また支払銀行は、口座からの手形・小切手の支払を示す計算書を顧客に送付するのに当たって、支払われた手形・小切手の返還に代えて、支払われた手形・小切手の同一性を合理的に示すのに十分な口座計算書の情報を提供すればよく、そこには手形・小切手の番号、金額および支払期日を記載すれば足りるとされる(U.C.C. § 4-406(a))。また、支払銀行は支払った手形・小切手を破棄しても、その見読可能なコピーを作成する能力があればよく、顧客から当該手形・小切手を請求されても、その見読可能なコピーを提供すれば足りる(U.C.C. § 406(b))。

なお、連邦の The Expedited Funds Availability Act の規定に基づき(12 USC § 4008(b)(2))、連邦準備制度理事会規則も、U.C.C. § 4-110(a)と同様の規定を設けていた(12 CFR § 229.36(c))。同規則の公式解説は、「この合意は小切手の前者たる当事者の権利を害することはできない」としていたが(Appendix E to Part 229 (Regulation CC) - Commentary to 12 CFR § 229.36(c), Fed. Reg. Vol.60, No.191 p.51689)、これは小切手の返還時期との関連で述べられているものにすぎず、電子的呈示によっては遡求権は保全されないという趣旨ではなかった模様である(Benjamin Geva 教授の御教示による)。この理事会規則の規定は、1999年12月に廃止されたが、実質的な変更ではないとされている(Fed. Reg. Vol.64, No.212 pp.59607, 59609)。

二 偽造・変造に関する損失負担ルールの変更

このようなチェック・トランケーションを可能にする直接的な規定が設けられた他に、1990年改正では、偽造・変造に関する証券の名義人の責任のルールの変更が行われ、チェック・トランケーションの手續でなされた偽造・変造証券の支払に関する支払銀行の責任を軽減する効果を生んでいる。即ち、改正法の下でも、銀行の顧客たる名義人に過失があり、その過失が偽造・変造に実質的に寄与したという要件が充たされない限り、顧客が偽造・変造による損失を負担するこ

とはなく、支払いを行った銀行側が負担するという、偽造・変造証券の支払いに関する従来からの責任の原則は変更されていない。しかし、顧客と銀行の双方に過失があった場合の損失負担が、銀行側に有利に変更された。改正前は、銀行に不注意がある限り、顧客に不注意があっても、銀行側だけが全損失を負担することになっていたのを、改正法では、銀行と顧客それぞれの過失が損失に寄与した割合に応じて、それぞれが分担して損失を負担することにしたのである(U.C.C. § 3-406)。さらに、その場合の銀行の注意義務の基準につき、自動的手段による取立・支払いをする場合には(即ちチェック・トランケーションを行う場合)、一般的に採用されている合理的とされる事務処理基準に従っている限り、銀行は個々の証券について署名の照合をしなくても、通常の注意を怠ったことにはならない旨が規定された(U.C.C. § § 3-103(a)(7), 4-104(c))。その結果、支払銀行は、チェック・トランケーションの支払手続きで偽造・変造小切手の支払いを行っても、それが一般的な銀行の合理的事務処理基準に従っている限り、顧客側に過失のある偽造・変造であれば、その損失を顧客に全面的に転嫁することが可能になったわけである。このような法改正に対しては、消費者保護の観点から強い批判が加えられている(Zekan, Comparative Negligence Under the Code: Protecting Negligent Banks Against Negligent Customers, 26 U. Mich. J. L. Ref.125 (1992))。

それに加えて前述したように、支払銀行が顧客に送付する口座計算書に記載されている小切手の支払いについては、小切手の現物が返却されていなくても、顧客は合理的な速やかさで支払いに偽造又は変造による無権限支払いがなかったかを確認し、支払銀行に対し速やかに関係する事実を通知しなければならず、この義務を怠った場合は当該顧客は支払銀行に対し偽造・変造の主張ができなくなる(U.C.C. § 4-406)、という形で支払銀行が保護されることになったわけである。なお、チェック・トランケーションでは支払いを終えた小切手が振出人に返還されず、支払いの証明に用いることができないことも、顧客の利便を損なうものとして批判されている(White, "Legal Guideline for Check Truncation", 2 Computer L.J. 115 (1980))。

第二節 イギリス

一 チェック・トランケーションに関する法的問題

イギリスにおいても、1970年代から80年代にかけての小切手決済件数が増加しMagnetic Ink Character Recognition(MICR)による小切手決済の合理化が図られた。即ち、小切手と預入証(deposit slip)に銀行名、支店番号、口座番号、小切手番号を予め印刷しておき、取立のために取立銀行に預け入れられたときに取立依頼人の口座番号と小切手金額もこれに付け加えられて、これらをコンピュータで読み取ることによって、コンピュータによる小切手の仕分けと元帳記入を可能にした。その結果、手形交換所における自動的な交換が可能になった。取立依頼人と振出

人の口座残高がコンピュータで自動的に変更され、手形交換に関与した支払銀行と取立銀行の交換尻が変化する。交換日の終わりに決済計算終了後に小切手は振出人の口座のある支店に持ち帰られ不渡事由の有無が確認される。しかし、判例は、このようなコンピュータによる当初の引落及び入金記帳は暫定的な(provisional)ものにすぎず、支払いは小切手が支払銀行による査証を経なければ効力を発生しないとしてきた(Barklays Bank Plc v. Bank of England [1985] 1 All E.R.385)。そして更にチェック・トランケーションを行うことには次のような問題があると考えられていた(Vroegop, "The Legal Implication of Cheque Truncation" [1990] LMCLQ 244, 246 et seq.)。

第一に、チェック・トランケーションによる取立で取立委任を受けた小切手を支払呈示するという取立銀行の義務を履行したことになるか、という疑問である。即ち、従来、「支払呈示」は物理的な呈示であると考えられてきたのに(Griffin v. Weatherby [1868] L.R.3 Q.B.753, 760; Barclays Bank Plc v. Bank of England, supra)、電子的な方法による支払呈示を行っても、それが1882年流通証券法45条のいう「支払呈示」として認められるか疑問であるとされたのである。しかしこれに対しては、手形交換所規則によりチェック・トランケーションを支払呈示の方法と認めれば、それが流通証券法上の支払呈示としても認められるのではないかとか、支払呈示の免除(同法46条2項e号)により救済されるのではないか(Edwards, "Overcoming Obstacles to Cheque Truncation"[1983] Bankers'Magazine 12)、といった議論もあった。

第二に、支払銀行は、偽造された小切手の支払いを行う権限を有しないが、チェック・トランケーションでは署名の照合が行われなため、支払銀行が偽造小切手支払いによる損害を負担する危険が大きいのではないかという問題である。これに対しては、署名の照合に費用をかけるくらいなら、偽造小切手を払い出して責任を負担したほうが費用が少なくてすむということでチェック・トランケーションは行われているが、法的にこの費用を削減することはできないかが問われている。

第三に、チェック・トランケーションにおいては、振出人の支払差止権を行使できる時間が極めて限られてしまう、という指摘もなされた。なお、チェック・トランケーションの結果、支払済小切手が返還されないため、銀行の顧客としては支払の証明に用いることができないというアメリカで指摘されている問題は、イギリスでは問題になっていない(Vroegop, supra at 251)。

このようにイギリスでは、チェック・トランケーションは法的に問題があると考えられた結果、1970年代から90%以上の小切手をチェック・トランケーションで決済しているベルギーや(Bell, "Cheque Truncation - EFlight of Fancy or Force Majeure?" [1980] Bankers' Magazine 10, 12)、やはり殆どチェック・トランケーションによっているデンマークやスウェーデン等(Revell, Banking and Electronic Fund Transfers(1983)p.18; Frazer, Plastic & Electronic

Money(1985) p.9)、或いはそれが70%に及ぶドイツ等(Cranston, Principles of Banking Law(1997) p.283)の他のヨーロッパ諸国と比べ、普及が限定的だった。例えば、NatWest銀行は、現金化の目的のため振り出された自行を支払銀行とする1000ポンド以下の小切手についてのみ、預入支店に留め置いてチェック・トランケーションを行うことにしていた(Edwards, supra at 11. 尤も、ベルギー、デンマーク、スウェーデンでも一定額以下の小切手だけがチェック・トランケーションの対象とされ、スウェーデンでは0.01%、ベルギーでは0.6%の割合で小切手のコピーが紛争解決のために要求されるという)。

二 1996年流通証券法改正

そこでイギリスでは、これらの法的疑問点を除き、チェック・トランケーションを推進すべく、1996年に流通証券法の改正を行った(Deregulation (Bills of Exchange) Order 1996, SI 1996 No 2993により、1882年流通証券法に74 A条、74 B条、74 C条を追加、1957年小切手法3条を改正)。モデルになったのは、チェック・トランケーションに関する最初の立法であるオーストラリアの小切手・支払指図法である(Cheques and Payment Orders Act 1986)。即ち、同法は、支払銀行が指定した場所、例えばそのデータ・プロセッシング・センターにおいて支払請求を行うことを許し、結果的に電子的方法で支払呈示することを可能にしている(Sections 62(1)(b), 65)。また、支払呈示は小切手の呈示によっても、その他の方法でも可能であるとしている(Section 62(2))。その他の方法による場合は、小切手番号、振出(支払)口座番号、適切な呈示場所等、により小切手が確実に特定されなければならない、とされている(Sub-ss (3), (4))。この法制のもとでは、偽造・変造小切手支払いのリスクは支払銀行が負担し、小切手の振出日の情報が要求されていないため、支払銀行は先日付小切手か呈示期間経過後の小切手か確かめようがない、という問題点が指摘されている(Vroegop, supra at 253)。

1996年改正イギリス流通証券法は次のような条文を設けた。

74 B条 小切手の支払呈示：銀行による他の方法による呈示

「(1) 銀行は、支払銀行に対し小切手そのものを呈示せずとも、電子的方法その他の方法により小切手の重要な要素(essential features)を支払銀行に通知することにより小切手の支払呈示を行うことができる。

(2) 小切手が本条に基づき呈示された場合、呈示は適切な場所に又は営業日の合理的な時間になされることを要しない。

(3) 略

(4) 略

(5) 本条に基づき小切手の呈示を行った場合、小切手の呈示を行った銀行(取立銀行)及び小切手が振り出された銀行(支払銀行)は、小切手の取立及び支払いに関し、小切手が支払呈示された場合と同一の義務を負う。

(6) 本条において、小切手の重要な要素とは以下の諸要素を指す。

- (a) 小切手の番号(serial number)
- (b) 小切手が振り出された銀行(支払銀行)の確認コード
- (c) 小切手振出人の口座番号
- (d) 小切手振出人によって与えられた小切手金額

74 C 条 74 B 条に基づき支払呈示された小切手：52 条 4 項の不適用

「52 条 4 項（「証券の所持人が証券を支払呈示する場合、所持人は、支払いを請求する相手に証券を呈示しなければならず、証券への支払いがなされるときに支払いをなす相手に証券を交付しなければならない」）は、

- (a) 証券の支払呈示に関し、74 B 条に基づく小切手の支払呈示には適用されない。(呈示証券性の例外)
- (b) 証券への支払いに関し、74 B 条に基づく呈示により支払いのなされた小切手には適用されない。(受戻証券性の例外)」

以上のような条文により、チェック・トランケーションが適法とされ、呈示証券性、受戻証券性の例外と認められた。その結果、チェック・トランケーションにも遡求権保全の効力があるようである(Benjamin Geva 教授の御教授による)。なお、チェック・トランケーションにおいて伝えられるべき小切手に関する情報が何かに関する定めも興味のあるところである。

第三節 ドイツ

一 ドイツにおけるチェック・トランケーション

ドイツにおいても、小切手の取立件数の増加に伴い、取立手続の労力及びコストの節約のため、1985年からチェック・トランケーションが導入されている。即ち、1984年におけるドイツでの小切手の取立件数は約6億4千万枚であり(C. Reiser, Das beleglose Scheckinzugsverfahren im deutschen Kreditgewerbe, WM 1986, 409)、これは平成10年度における我が国の全国の手形・小切手を併せた手形交換枚数より遙に多かった。

ドイツにおけるチェック・トランケーションの特徴は、アメリカ、イギリスにおけるような立法が行われず、各種金融機関の業界団体による協定によって行っているところにある。即ち、1985年にドイツ連邦銀行、ドイツ郵政省、ドイツ連邦銀行協会等の各種金融機関の業界団体は、「証券を用いない小切手取立手続についての協定(Abkommen über das beleglose

Scheckinzugungsverfahren:BSE-Verfahren)」を締結した。これは何度かの制度改正を経て、1998年の改正では、小切手取立についての銀行間協定を統一した「小切手の取立についての協定 (Abkommen über den Einzug von Schecks (Scheckabkommen)」の第2章に BSE-Verfahren として取められた。98年の改正により、証券を用いない小切手取立手続により取立可能な小切手については、同手続による取立が義務付けられた。

現在の BSE-Verfahren は、内国金融機関で支払われるマルク建て持参人払式小切手、指図式小切手、口座記帳用指図書面で額面が5,000マルク未満のものを対象としている。この制度では、小切手所持人から取立依頼を受けた金融機関(取立銀行)は、小切手自体の支払呈示は行わず、小切手に関する一定のデータをエレクトロニクス化し、データ交換・転送を行う DTA-Clearing センターを経由して支払銀行に送付する。取立銀行は小切手の調査義務・保管義務を負う。この点に関し98年の改正は、最初に取立を受託した金融機関が、小切手のデータ転換と小切手の保管について、全ての権限を有する旨の定めを置いた。支払銀行は、送付されてきたデータを確認し、小切手振出人の口座確認を行うだけで、データに基づき小切手金額相当額を、連邦銀行の銀行間決済手続である EMZ 手続きによって取立銀行に支払う。なお、内国金融機関で支払われる5,000マルク以上の小切手については、BSE-Verfahren と同じく小切手に関する一定のデータを DTA-Clearing を通じて支払銀行に転送して、データに基づき振出人口座から小切手金額の引き落としを行うが、データと別個に小切手の支払銀行への送付も行うという GSE 手続が設けられている。98年改正では、この GSE 手続によって取立が認められる証券の範囲の拡大が行われた。

二 ドイツにおける法的問題

BSE-Verfahren は、立法によらず、金融機関の間の協定にのみ基づいて、小切手の現実の支払呈示を伴わない取立を行っているため、様々な法的問題点が指摘されている。以下では主たる三つの問題点を取り上げたい。

(1) 支払呈示なしに支払いを行うことは支払銀行の小切手契約上の義務違反になるか

第一に、BSE-Verfahren によって、支払呈示なしに支払銀行が振出人の口座から小切手金額を引き落とすことができるか、という小切手契約の義務違反に係わる問題点である。小切手は一覧払いとされており、振出人は振り出した時点からいつでも支払いに応じなければならない。支払銀行は合目的な方法で小切手の支払いをなすことを振出人から委ねられていると考えられる。そして支払銀行は所持人に対して小切手の支払呈示を求めることを放棄することは許される。従って、支払呈示がないことは、振出人の口座からの小切手金額引落の正当性については、何ら

の影響を及ぼすものではない、という主張がされている (Reiser, a.a.O., S.410)。

(2) 偽造小切手支払いに関する損害の負担

第二に、BSE-Verfahren に従うことで支払銀行が顧客に対して負っている調査義務を果たしたことになるかという問題点である。支払銀行は、小切手の支払いに際して、小切手要件が充足されているか、小切手の署名が真正なものであり偽造小切手ではないか、資金関係があるか、支払委託の取消がないか、といった点につき調査義務を負い、この調査義務は、約款規制法 9 条等に基づき、契約により免れることはできないとされる (BGH NJW 1982, 1513, 1514; Canaris, Bankvertragsrecht, 3. Aufl. 1988, Rdn.711; Reiser, a.a.O., S.410)。支払銀行にとって、調査義務の中でも、小切手要件の充足の有無及び支払いをなす小切手の署名の真否 (偽造か否か) を自ら調査することは、少なくとも現時点の BSE-Verfahren では不可能である。そこでそのような調査をせずに小切手の支払いをしてしまった支払銀行が、それを顧客に帰属せしめることができるか問題になる。

ドイツでは、小切手要件の欠缺については、たとえ欠缺があっても当然に支払いが無効とされるわけではなく、振出人の支払指図 (BGB § 783) による授權もないと認められる場合に限って無効とされる。しかも無効とされる結果生じた損害についても、BSE の協定により小切手要件の調査は支払銀行に代わって取立銀行が行うものとされることから (Abschnitt·Nr.2 Abs.1)、最初に取立委託を受けた銀行 (以下、「最初の取立銀行」と呼ぶ。最初の取立銀行から更に取立の再委託を受けた銀行等と区別するための概念である) が賠償義務を負うことになる (Baumbach/Hefermehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 19.Aufl. 1995, SchG Art.28 Anh. Rdn.39, SchG Art.2 Rdn.5)。協定に基づいて小切手要件欠缺のリスクを最初の取立受任銀行に転嫁できるわけである。

小切手の署名が真正ではなく、偽造小切手とされると、偽造小切手は、小切手契約上、振出人の支払銀行に対する有効な支払委託が欠けているために、支払銀行は振出人の口座から小切手金額を引き落とすことはできない (KG Berlin WM 1979, 478)。尤も、偽造小切手の支払いについては、ウルマーによっていわゆる支配領域説が唱えられ (Ulmer, Das Recht der Wertpapier, 1938, S.315ff.)、有力になっている。これは、振出人の支配領域において瑕疵が発生した場合、例えば、振出人が小切手帳を失ったような場合は、たとえそれが振出人の過失に基づくものでも、銀行は偽造小切手についても振出人に費用償還請求権 (§ 670 BGB) を行使できるとする説である。

更に、小切手取引約款は、偽造された小切手の支払いについても費用償還請求権に基づき顧客の口座から引き落とすことができ、支払銀行は、自己の責任に帰すべき過失の範囲内でかつ損害

発生につき他の原因との関係上寄与した程度においてのみ責任を負うとしている。尤も約款による顧客への負担の転嫁や免責に対しては、判例や学説は制限的にのみその効力を認めており（例えば、RGZ 161, 174, 182f.; BGH 91, 229, 230 等）、その限界として支配領域説によって正当化される範囲でのみ効力を認めるという考え方が有力である（Baumbach/Hefermehl, a.a.O., Art.3 SchG Rdn.12）。支配領域説によって振出人に負担を求めることができない場合は、支払銀行は偽造小切手の小切手金額を振出人の口座から引き落とすことができず、損害を負担せざるをえないことになる。その上、前述したように、小切手の調査義務を約款により外すことはできず、その注意義務を免責することはできないとされている（BGH WM 1969, 240, 241; Canaris, a.a.O., Rdn.711. 以上につき、岩原紳作「資金移動の瑕疵と金融機関」国家学会百年記念『国家と市民』第三巻167頁・203頁以下参照）。判例は、署名の調査を行わなかったときの銀行の振出人に対する損害賠償義務を認めている（BGH WM 1984, 1173）。

BSE-Verfahren においては、支払銀行は署名が真正なものか否かの調査ができないし、最初の取立銀行も小切手の署名の真否につき調査することは不可能である。従って、同手続で偽造小切手の支払いが行われた場合、支配領域説で振出人が損害を負担することにならないかぎり、支払銀行が偽造小切手支払の損害を負担しなければならないことになる。尤も、損害賠償の前提としては、署名の調査の欠缺と損害の発生との因果関係の立証が必要であり、署名が外見上も真正な署名と異なっていて、調査をすれば偽造の署名と分かった場合に限り銀行の責任が認められるという主張もある（Reiser, a.a.O., S.412）。いずれにせよ損害を顧客に帰属させられない場合があることを前提に、BSE-Verfahren の対象を5000マルク未満の小切手に限定することによって、支払銀行の負担を限定するという対応を採っているわけである。

(3) 遡求権の喪失

第三の問題点は、BSE-Verfahren では支払呈示がないことに基づく遡求権喪失の問題である。BSE の協定では、支払銀行による小切手金額の支払いがなされない場合には、支払銀行の委託により最初の取立銀行が、小切手又はそのコピーに支払銀行による支払拒絶について日付とともにその旨の記載をするものと定めている（Abschnitt・ENr.4 Abs.2）。しかし判例や学説の多くは、この最初の取立銀行が行う支払拒絶の記載に小切手法40条2項の定める支払拒絶宣言としての効果を認めていない（WM 1990, 1416; Baumbach/Hefermehl, a.a.O., SchG Art.28 Anh. Rdn.41; Reiser, a.a.O., S.413; Schwintowski/Schäfer, Bankrecht, 1997, S.403. 尤も、Canaris, a.a.O., Rdn.743a は、証券を用いない小切手取立手続の下では、取立銀行による小切手の保持が支払人に対する現実の支払呈示に代替しうるとする。小切手法40条の解釈として、現代においても現実の支払呈示にこだわることは、空虚な形式主義に陥っていると批判する。Zöllner, FS für

Raiser, 1974, S.249ff. も同旨)。結局、小切手所持人としては、遡求権を喪失することとなり、利得償還請求権を行使するか、原因債権を行使するか、取立銀行に対し事務処理契約 (Geschäftsbesorgungsvertrag) 違反として損害賠償請求することになろう (Abkommen über den Einzug von Schecks, Anlage B, Erl.4)。ここでも銀行としては、BSE-Verfahren の対象を5,000 マルク未満の小切手に限定することによって、自らの損害を限定する対応を探っているわけである。

なお、銀行はBSE-Verfahren によって取り立てること、及びそれに伴うリスクを顧客に開示する法的義務があるかが問題になる。顧客に負担もリスクもないから、銀行に開示義務はないとする意見もあるが(後藤紀一「西ドイツのデータ化された小切手取立方式(チェック・トランケーション)について」金法1128号19頁)、ドイツの学説は、小切手の持ち込み前に銀行が開示しない場合は、契約締結上の過失が認められるとしている (Baumbach/Hefermehrer, a.a.O., SchG Art.28 Anh. Rdn.41)。

第四節 フランス

一 磁気印字小切手 (image-chèque)

フランスでは、イギリス、ドイツなど他のヨーロッパ諸国に比べて、決済手段の中で小切手の占める割合は大きい。やや古いデータであるが、1991年11月において、件数では62.5%を占めている。しかし、金額では24%を占めるにすぎず、振込に次ぐ第2の決済手段となっている。小切手の約80%が個人の振出しによるものであって、1人が年間約100枚の小切手を振り出している。このように小切手が普及している原因として、3つが指摘されている。第1に、法律によって一定の取引については現金による決済が禁止され、小切手等によることが定められていることである。第2に、預金者は、銀行から小切手帳を無料で受け取ることができることである。第3に、小切手は、銀行の窓口での預金の払戻し(ATMの普及によってこのような利用は減少している)、遠隔地への支払いなどさまざまな利用方法が可能であることである (CONSEIL ECONOMIQUE ET SOCIAL, La modernisation des moyens de paiement, 1992, p. 42 et suiv., Michel Perdrix, La procédure d'échange de chèques hors rayon, Rev. Banque, n° 457, p. 53 et suiv., Lionel Are et Didier Ribadeau Dumas, Le paiement des chèques en question, Banque, n° 596, p.61 et suiv. etc.)。

しかし、小切手の短所は、小切手の交換に費用がかかることである。そのために磁気印字小切手が1990年代になって登場してきた。1991年には、9つの地方手形交換所で、件数にして約5%(2億1,500万枚)、金額にして約1%(1,200億フラン)の小切手交換が電子化されているにすぎないが、これが全国に一般化すれば、小切手1件あたり、0.50フランの交換費用削減が可能にな

ると考えられている (CONSEIL ECONOMIQUE ET SOCIAL, op. cit., p. 55.)。

磁気印字小切手というのは、小切手のデータを磁気化して、その電子データの交換によって小切手の決済を行い、小切手そのものを交換所に持ち込まないものである。すなわち、大都市9カ所に磁気印字小切手の交換センターが置かれ、小切手の電子データを記録した磁気テープによって交換が行われている。小切手そのものは交換に持ち込む取立銀行の手元にとどめられたままである。

このように小切手に関する電子データだけを交換所に持ち込むことから、呈示の効力、証券の確認、支払いの証拠などに関して多くの法的な問題が存在する。しかし、これらの問題については、必ずしも明確な回答は出されていないようである。それだけに、このような交換システムに参加する銀行にとってリスクがないとはいえない。現在のところ、銀行間の合意に基づいて行われていて、法律あるいはデクレによって規律するには時期尚早であると考えられている (Michel Cabrillac, *v° chèques*, in *Juris-Classeur, Banque et crédit*, fascicule 310, n° 14 et 15, p. 4. なお、磁気印字小切手の法律問題については、Thierry Piette-coudol, *Les aspects juridiques de l'image-chèque*, *Banquique*, n° 71, p. 273 et suiv. 参照。)

二 計算書為替手形 (LCR:Lettre de Change-Relevé)

手形については、小切手よりも以前から電子化されている。すなわち、計算書為替手形 (LCR) および計算書約束手形 (BOR) である。LCR というのは、為替手形のデータの一部または全部を電子化したものである。従来のような紙の証券が作成される場合と、証券がまったく存在しない場合とがある。前者の場合には、従来と同じように為替手形が証券として作成され、そのデータが電子化され、以後の流通はその電子データによって行われるものである。

その決済は、フランス銀行 (中央銀行) のコンピュータを通じて行われる。取立人は、期日の10日前に、取立銀行に対して、裏書きによって証券を引き渡す。その手形のデータは磁気テープに記録され、期日の5日前にフランス銀行のコンピュータに転送される。支払銀行は、支払人に文書による計算書 (relevé écrit) を送付し、支払人はそれに対して回答をしなければならない。もし、承諾するのであれば、支払指図を銀行に対してすることになる。取立銀行は手形の証券を保持している。支払銀行が支払人に送付する書類は2つの部分を含んでいる。1つは、手形を要約した部分 (複本) であり、もう1つは支払うか拒絶するかの指図をすべきことを明示する部分である。この指図は遅くとも期日の1営業日前に支払銀行に戻されなければならない。もし、この手続きがとられないときには、支払われないものとみなされる。支払いの指図があったときには、支払人の口座からその額が引き落とされ、取立人の口座に入金される。文書および複本は支払いの証拠となる。また、コンピュータにより電子データとしてなした呈示は、支払いのための手形

の呈示に値すると考えられる。

支払の拒絶がなされた場合、あるいは所定の期間内に指図の回答がない場合には、コンピュータによって電子データが反対に送られる。そして、銀行は取立人に支払われないことの通知をする。取立人は、手形の証券によって一般法上の権利行使ができる (Yves Chaput, *Effets de commerce, chèques et instruments de paiement*, 1992, n° 341-343, p. 228 et suiv.)。

第五節 最近の変化

最近は、ヨーロッパ各国において小切手の使用が減っている。これはカードによる支払い等に比べ決済コストが高いためである。ある資料によれば、イギリスでは、1989年には非現金取引の取引回数の54%、金額の41%を占めていたのに対し、1993年には取引回数では43%、金額では9%にまで低下した。同期間にフランスではそれぞれ55%、9%から49%、4.6%に、ドイツではそれぞれ9.6%、3.4%から8.3%、2.3%へと低下しているという (Cranston, *supra* p. 278)。その意味ではチェック・トランケーションの必要性は一時より減っているかもしれない。

第三章 我が国における対応策

第一節 遡求権の保全

一 遡求権保全の必要性

以上の各国における対応を参考にして、我が国におけるチェック・トランケーション導入に当たっての法的な対応の在り方はいかにあるべきかを考えてみたい。まず、第二章において比較した諸外国と比較して、我が国にチェック・トランケーションを導入する場合の法的な対応は、若干異なるものとなる必要がある点に留意したい。その理由は、諸外国ではチェック・トランケーションは正に小切手のみを対象にしているが(尤も、前述したようにフランスでは手形も対象にしている)、我が国においては手形取立のウェイトが高いために、手形についてもその対象とする必要があるためである。いわば手形トランケーションである。

手形は小切手と異なり、裏書によって転々流通する可能性が高い点に大きな特色がある。勿論、小切手も法的には裏書によって譲渡することも可能であるが、支払証券としての特色から、振出人から取立依頼者に直接交付される場合が圧倒的である。そのため小切手のチェック・トランケーションのみを対象としている諸外国では、チェック・トランケーションにおいて、裏書人に対して遡求するための遡求権保全が問題になることは少ない(尤も、必ずしも明確ではないが、イギリスやアメリカの立法においても、チェック・トランケーションに遡求権保全の効力が認められているようである。またドイツに関し、第二章第三節二(3)参照)。諸外国のチェック・トランケーションにおいて主に問題になるのは、現実の支払呈示及び小切手の実物の調査を行わなくても、取立銀行や支払銀行の顧客に対する義務が果たされたことになるかとか、支払銀行は支払済小切手の実物を振出人たる顧客に返還しなくても顧客に対する義務を果たしたことになるか、といった銀行の顧客に対する直接の契約上の義務に関する問題が中心である。しかし、手形のトランケーションも実現する必要の高い我が国においては、トランケーションに遡求権保全の効力を付与することが大きな課題となり、それを実現するような方策を考えることが必要であろう。この点では外国法制はあまり参考にはならず、我が国独自の工夫がなされなければならない。

なお付言すると、イギリスに関して、振出人と支払銀行の間の契約、取立依頼人と取立銀行の間の契約、支払銀行と取立銀行の間の契約により、チェック・トランケーションを可能にできるという学説があるが(Geva, "Off-Premises Presentment and Cheque Truncation under the Bills of Exchange Act" [1987] *Banking and Financial Law Review* 295, 330 et seq.)、遡求権保全の効力を裏書人にも及ぼすためには、これらの契約だけでは不十分であろう(第二章第三節二(3)参照)。

二 占有改定による支払呈示

(1) 占有改定による支払呈示という法律構成

そこでトランケーションによる取立にも遡求権保全の効力を与える方法として、研究会においてまず示されたのは、金融機関の間の包括的合意に基づき、顧客から手形・小切手の取立依頼を受けその占有を取得した取立銀行が、当該手形・小切手を以後は支払銀行のために占有する旨の占有改定の意思表示を（民法183条）、電子的方法により支払銀行に対して行う、という説であった。占有改定の結果、取立銀行は支払銀行の代理人として手形・小切手を占有していることとなり、支払銀行自体が手形・小切手を受け取ったのと同視して、そこで支払呈示があったものと扱うわけである。支払呈示があったものとされれば、遡求権保全の効果が発生する。

確かに占有改定により支払呈示の効力を発生させるというのは、優れた考え方である。各国において少なくとも立法に依らない限り難しいと思われるチェック・トランケーションにおける支払呈示の効果を、一種のフィクションにより現実の呈示をせずに発生させることができるわけである。これは、有価証券の振替決済において行われている、占有改定による有価証券の権利移転にアイデアを由来するものであろう。

しかし、占有改定という法律構成によって形式的に説明できるということのみをもって、直ちにチェック・トランケーションによる手形・小切手の支払いに完全な支払呈示の効力を認めることには、慎重たるべきであろう。そのような構成が可能であるはずなのに、各国において従来採られてこなかったのは、それなりの理由があったためと考えるべきだからである。

(2) 店舗単位の金融機関

そこで占有改定の法律構成が採られなかった理由を想像してみると、そのような法律構成には次のような問題があったのではなからうか。即ち、手形・小切手の支払場所としての金融機関は、金融機関の個別の店舗毎に一つの独立した金融機関をなすものとして扱われており、手形・小切手に支払場所として記載されている金融機関店舗とは別の店舗が、代理占有関係等に基づき支払場所としての役割を果たすことは、たとえその店舗が支払場所として記載されている金融機関と同一の金融機関に属する店舗（支店や本店）であっても、考えられてこなかったためではなからうか。何故、あくまで店舗単位の支払場所を考えてきたかと言えば、従来のデータ管理や通信の技術水準を前提にすれば、口座名義人の署名鑑・印鑑の保存や口座勘定の記帳や残高確認等、金融機関の当座預金口座の管理は、各店舗単位になさざるをえなかったことから、各金融機関店舗毎に支払場所を考えないと、支払銀行としては手形・小切手の振出人の署名（印影）の照合による手形・小切手の偽造・変造のチェックができないし、手形・小切手の振出人としても支払資金の用意ができないこと、等によったものと思われる。

しかし現在の技術水準では、これらの問題は絶対的な制約ではありえない。現在の銀行実務では、コンピュータ化の進展等、データ管理や通信システムの発展等に伴い、顧客の口座勘定の管理の多くは、各店舗ではなく、幾つかの店舗の事務を集中して行う事務センターで行うのが通常になっている。口座名義人の署名(印影)の照合も事務センターで行っているし、口座勘定の管理も、事務センターのホスト・コンピュータによってなされ、手形・小切手の支払いも、事務センターのコンピュータでの残高確認及び勘定への記帳によって執り行われている。従って、各店舗を単位とするということは、むしろ現状には合わなくなっている。そして同一金融機関の異なる店舗間だけでなく、異なる金融機関の店舗間においても、技術的には、別の金融機関店舗にある手形・小切手振出人の口座の資金の有無の確認等を行い、それに基づき手形金・小切手金の支払いを行うネットワークを構築することも考えられよう。振出人の立場から言えば、署名(印影)の確認さえできれば、自分の口座のある金融機関店舗で支払呈示してもらわなくても、手形・小切手の支払いが可能になるわけである。その意味では、全ての問題につき支払場所としての金融機関を個別の店舗単位で考える必要はなくなりつつあると考えられる。

しかし、問題が全て解決されているわけでもない。これがもし、取立銀行であるA銀行甲支店においてB銀行乙支店支払いの手形・小切手の署名(印影)照合を行うことができれば、そのときこそ金融機関の店舗単位に支払場所を考える必要はなくなり、チェック・トランケーションの取扱いは万全なものとなろう。しかし、そのためには例えば我が国の手形・小切手の全振出人の署名(印影)を一か所に集中させて、第三のセンターを構築し、A銀行甲支店がそのセンターにイメージ処理の画像を電送して自動的に照合するというような膨大な設備が必要となろう。あるいは、B銀行の事務センターに同行の全振出人の署名(印影)を管理させ、A銀行甲支店がそのセンターにイメージ処理の画像を伝送して自動的に照合するという体制が必要となろう(この場合、当然A銀行の事務センターも署名(印影)照合に関して同様の管理をすることが必要となる)。しかしながら、そうした体制ができることは現時点ではコスト・ベネフィット等の観点から到底考えにくい。したがって、実際問題としては、他行間での署名(印影)照合等についてまで完全な取扱いを可能とするチェック・トランケーションの実現は難しいものと思われる。

(3) 結論

それにも係わらず、トランケーション手続による手形・小切手の取立に、署名(印影)の照合なしに遡求権保全の効力を認めるという範囲では、店舗単位で支払場所としての金融機関を考える必要はないように思われる。手形・小切手が偽造されたものであった場合、チェック(手形)・トランケーションに支払呈示の効力が認められると、手形・小切手行為独立性の原則により手形・小切手債務を負担する裏書人・保証人は、遡求権の行使を受けることになる。しかし、そのよう

な裏書人・保証人は、遡求権を行使されてももともとである。むしろチェック・トランケーションによる支払呈示には遡求権保全効果がないとすれば、その方が裏書人・保証人に思わぬ棚ぼたの利益を与えることになってしまうであろう。従って遡求権保全に関し、占有改定による代理占有構成を採っても、実質的には問題がないように思われる。

三 代理構成

しかし研究会においては、取立銀行が支払銀行の代理人となるという構成を用いるのであれば、わざわざ占有改定という手続を行わなくても、全ての金融機関の間の協定に基づき、全ての金融機関店舗が、他の全ての金融機関店舗の代理人としての資格を予め与えられていれば、手形・小切手所持人が手形・小切手の取立依頼をいずれかの金融機関店舗（取立銀行）に行った段階で、自動的に支払銀行に直接支払呈示をしたものと扱えるのではないか、という意見も有力であった。全ての取立が支払銀行への直接取立になると位置づけられるわけである。二の解釈論のように、最初に取立委託を受けた金融機関店舗について、占有改定という形式的な手続を踏ませることにより、取立銀行としての行為と支払銀行の代理人としての行為を区別する必要もないのではないか、という考えである。

極めて大胆な解釈論とも言えるが、占有改定による代理占有という法律構成を認めるのなら、実質的な問題はそれと同じであり、それを一歩進めてすっきりさせたものに過ぎないとも言えよう。支払場所を金融機関の個別店舗毎に厳格に考える立場を採るか採らないかが実質的な問題であり、それを厳格に考えない以上、わざわざ占有改定せず、予め金融機関の間で締結された包括的な協定に基づいて代理関係が設定されていると考えても、特に変わることはないのかもしれない。占有改定を行うということは、単に法律構成上の抵抗感を薄めるためのものにすぎず、代理構成という考え方をとる以上そこまで徹底すべきだと、この説は考えるわけである。

いずれにせよ、占有改定の法律構成、又は代理の法律構成により、遡求権保全の問題に対応することは可能であると考ええる。

第二節 偽造された手形・小切手支払いのリスク

一 問題の所在

遡求権の他に、諸外国のチェック・トランケーションにおいて必ずしも十分に対応がなされていない問題として、偽造小切手の支払いを行うリスクがある。第一節で論じたように、支払銀行としては、小切手の現物が手元にないまま支払いを行うのであるから、このリスクを避けられないことは明らかである。アメリカ、イギリス、フランス等においては、支払銀行は過失の有無に係わらず、原則として偽造小切手の支払いを顧客たる口座名義人に対抗できないものと考えられ

ている。これに対して我が国では、判例や多数説は、支払銀行が無過失で偽造小切手の支払いを行ったのであれば、その金額を振出名義人とされている顧客の口座から引き落とすことができるものと考えている。またその趣旨の規定が当座勘定規定に設けられている(当座勘定規定16条)。そこでチェック・トランケーションにおいても、その支払手続きでもって支払銀行の調査義務が果たされ、過失がないと扱われることによって、偽造された手形・小切手支払いのリスクを支払銀行が負担しなくてよいようにできないか、という問題意識がありうるものと思われる。具体的には、当座勘定規定を改めて、チェック・トランケーションによる場合でも、偽造手形・小切手の支払いが免責される旨の規定を設けるべきである、という意見があろう。

二 免責約款の可能性

我が国の判例・学説を前提にすれば、取立銀行が手形・小切手の記載事項の情報だけでなく、手形・小切手の印影や署名のイメージを支払銀行に電送し、支払銀行でチェックする等の手続により、印影や署名の十分な調査ができるのであれば、そのような議論の可能性も生じてくるものと思われる。しかし本章第一節で論じたように、現時点では、そのような技術とそれを実行する体制が、必ずしも完備しているとは言いがたい状況にある。我が国と同様に、無過失の支払銀行による偽造小切手の支払いを約款により免責しているドイツにおいても、第二章第三節二(2)において検討したように、チェック・トランケーションにより支払銀行が署名の真否を確認せずに支払った場合は、支払銀行に過失がないとは言えないとして、支払銀行が偽造による損失を負担することを前提に、BSE-Verfahrenの対象になる小切手の金額を限定することで、支払銀行の損害を限定するという対応に止めている。我が国においても現時点では、チェック(手形)・トランケーションによった場合、支払銀行が原則として偽造のリスクを負うことを前提に考えざるをえないのではないか。もし現在の状況の下で支払銀行を当然に免責する規定を当座勘定規定に設けるとすれば、重過失による損害までも免責する約款規定として、裁判所によってその効力を否定される可能性が高いものと思われる。

尤も、アメリカの1990年統一商事法典改正は、チェック・トランケーションにおいて支払銀行が一定の支払手続を採っていれば、署名の確認をしなくても、支払銀行に過失がなかったものと扱う道を開いた。しかし、これはあくまで小切手名義人に過失があった場合に銀行が損害を負担する要件としての過失の有無を決めるための基準にすぎず、我が国の約款のように顧客に過失がなくても損害を顧客に負担させるための支払銀行の過失の基準としては、問題があろう。

但し、支払銀行に過失がなければ偽造された手形・小切手の支払いによる損害を顧客に負担させる約款の有効性を認める我が国の判例・通説の考えの下では、ドイツの一部学説のように(Reiser, a.a.O., S.412)、現実の支払呈示がなされれば支払銀行に偽造が認識可能であつたらう

が、チェック(手形)・トランケーションによって現実の支払呈示がなかったために認識できなかったという場合にのみ、支払銀行の過失が認定され、支払銀行が損害を負担することになる。

結局、銀行としては、偽造手形・小切手の問題については、印影や署名のイメージの伝送による真否の確認が十分にできるようになるまでは、約款の支払銀行の免責約款の規定はそのままに、チェック(手形)・トランケーションによる手形・小切手の金額に上限を設けるといような対応に、止まらざるをえないと考えられる。但し実際には、ドイツ等ではそのような対応でうまく機能しているように(アメリカの支払銀行の実務も、チェック・トランケーション以外の小切手取立でも、一定額以下の小切手は、偽造のリスクを支払銀行が負担することを前提に、署名の確認をせずに支払うのが通常である)、それほどの負担を支払銀行にもたらすものとは考えられない。

第三節 裏書の連続、手形・小切手要件、変造の調査義務

支払銀行には、手形・小切手の裏書の連続の調査義務が課されている(手形法40条3項・77条1項3号、小切手法35条)。この問題も手形のトランケーションが問題となる我が国で特に意識される問題である。トランケーションを行う以上は、裏書の連続の確認は、取立銀行に委ねる他はない。当然、金融機関の間の協定により、支払銀行は取立銀行に裏書の連続の調査を委託し、取立銀行は善管注意義務をもってこれを行うことが、取り決められることになる。問題は、この調査が適切に行われず、実は裏書の連続がないのに、取立銀行からの裏書の連続がある旨の連絡に基づき、支払銀行が手形金・小切手金の支払いを行ってしまった場合の、支払銀行の振出人に対する責任である。

この場合に支払銀行は、振出人に対する当座契約上の債務の履行補助者として、取立銀行を用いているものと考えられる。一般原則に従えば、取立銀行の調査に過失があるとすれば、支払銀行は、履行補助者たる取立銀行の過失による損害につき責任を負うことになる。それでは支払銀行は、この責任を免除する規定を当座勘定規定に設けることができるであろうか。履行補助者の行為による責任につき約款免責を行うことが許されるかにつき、我が国では判例上は明らかではない。ドイツの1993年新銀行普通約款は、銀行の履行補助者の行為から発生した損害につき、原則としては銀行が責任を負うものとしながらも、定型的方法によりその内容が実行される場合は、銀行の責任は履行補助者の注意深い選択と指図により制限されるとしている。政策的には、取立銀行に過失があれば、支払銀行がその損失を負担したうえで、取立銀行に求償する仕組みとすることが、望ましいのではなかろうか。

なおドイツでは、チェック・トランケーションにおいては、支払銀行が自ら小切手要件の調査ができず、取立銀行に調査を委託せざるをえないことも問題になっていることは、先に見たところである。問題状況は裏書の連続の調査義務に似ているといえよう。但し、我が国においては、

当座勘定規定ひな型17条が、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものも、その都度(振出人に)連絡することなく支払うことができる、即ちこれらの手形・小切手要件の欠缺した手形・小切手を支払っても免責される旨規定している。そして学説も、17条の効力を当然に有効であると認めてきたようである(例えば、竹内昭夫『判例商法Ⅱ』11頁)。従って、これを前提とすれば、ドイツにおけるような問題は生じないことになる。しかし将来的に、約款による免責が見直されることになり、ドイツと同様に調査義務の免責に限度が設けられることになれば、裏書の連続の調査と同様の問題となろう。

また、手形・小切手の変造も、支払銀行にとっては取立銀行に調査を委託せざるをえないという点において、裏書の連続や小切手要件と共通する問題になろう。偽造における署名の真否の調査と異なり、取立銀行においても調査ができないわけではないことから、チェック・トランケーションを行ったからといって、直ちに支払銀行の過失になるわけではなく、取立銀行による調査の過失が、履行補助者の過失に関する本人の責任として、支払銀行の過失となろう。従って、約款による免責の問題も裏書の連続に関する調査の問題と同様になろう。

第四節 支払済手形・小切手の処理

アメリカにおいては、支払済小切手は振出人に返却されることが通常である。振出人にとってはこれが小切手により支払ったことを証明する重要な手段となり、支払領収書の役割を果している。このためチェック・トランケーションがなされると、この小切手の振出人への返却がなされなくなることが、振出人の重要な利益を奪うものとして大きな問題となった。しかし我が国の支払銀行は、支払済手形・小切手の振出人への返却を行ってこなかったため、従来の実務慣行を前提にすれば、アメリカのような問題は生じない。

我が国で問題になるのは、支払銀行は支払済手形・小切手を、商法36条1項の「営業ニ関スル重要書類」として保存する必要があるのではないか、従って、トランケーションの対象手形・小切手も、やはり取立銀行から支払銀行に引き渡す必要があるのではないか、ということである。商法36条1項の保存義務があるとすれば、保存せざるをえないが、取立銀行が支払銀行の代理人として保存するというので、その義務は果たしうるのではなからうか。これは、全ての金融機関が参加する協定で取り決めれば足りよう。

第五節 手形交換所の意義

本章第一節で検討したように、占有改定または代理の構成を採った場合には、手形・小切手は取立店に保管されたままであるから、簡易な支払呈示の方法を提供するという手形交換所の主たる意義は失われることになる。しかし、チェック・トランケーションを行っても、銀行間の資金

決済は当然残る。そして、この決済は現行と同様、相手銀行との差額だけを決済するというネット決済制度の方が、手形・小切手一本ずつ個別に決済するというグロス決済より合理的であるとも考えられる。そうすると、その決済のために何らかの施設が必要となるが、考えられるのは手形交換所である。つまり、手形交換所参加の銀行(取立銀行)は、手形・小切手のデータ(支払銀行支店名・支払金額・支払期日・振出人名等)をいったん手形交換所に伝送し、交換所ではそのデータを記録して、それを交換所参加の支払銀行に伝送する。そして、交換所は決済尻を算出して決済する、という意見が有力であった。なお、上述の署名(印影)照合センターについては、手形交換所がその任に当たるということも想定できる。

また、研究会においては、取立銀行が占有改定の意思表示を手形交換所に対して行い、手形交換所がそれを支払銀行に伝達するという方法を探ることによって、占有改定や支払銀行による支払拒絶の意思表示の有無、なされた時点、等に関する証拠を手形交換所に残すことができるという指摘があった。手形交換所はそうした業務を金融機関から委託されて行うことによって、仲介者的役割を果たすことができる、という意見も有力であった。

第六節 その他

チェック・トランケーションにおいて取立銀行から支払銀行へ必ず伝えられるべき小切手に関する情報については、1996年改正イギリス流通証券法74 B条6項の規定が参考になろう。但し、小切手については、先日付小切手か否かを判断するために、振出日を伝える必要があるという、オーストラリアにおける指摘は参考になろう。手形であれば、満期日等に関する情報も伝える必要があろう。

以上

平成14年3月19日

チェック・トランケーション導入に関する 基本方針について

全国銀行協会

全国銀行協会は、手形交換業務を電子化し、手形・小切手現物の交換を省略する、いわゆる「チェック・トランケーション」の導入に関する検討を行ってきた。この結果、導入により期待される効果（後掲Ⅱ.2参照）が非常に大きいこと、また、導入に伴う大きな障害となる問題は現時点では認められないことから、今後の基本方針を次のとおり決定することとする。

1. 基本方針

1. 平成18年8月導入を目的に、チェック・トランケーションの実施に関する基本的枠組および平成13年度検討結果に基づき、検討・準備を進める（別表「実施時期と今後のスケジュール」参照）。
2. 今後の検討にあたっては、全銀協以外の他業態等との情報交換や連携を進め、全金融機関の円滑な移行を目指す。

<基本的枠組>

1. 電子手形交換所の設置

チェック・トランケーションを導入するにあたり、既存の手形交換所とは別に全国1つの「電子手形交換所（仮称）」を設置する。

2. 処理の概要

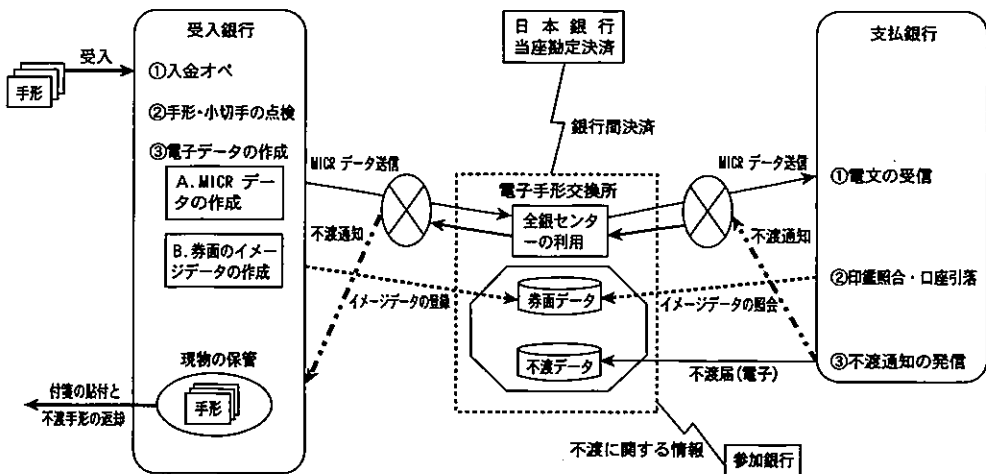
(1) 受入銀行の処理

- ① 手形・小切手の点検を行う。

- ② 手形・小切手を2つのデータに置き換える。
 - a. MICRデータ（決済に必要なデータ）
 - ・MICRデータを全銀システムを通じて送信する。
 - b. 券面イメージデータ
 - ・券面イメージデータを媒体またはデータ送信で電子手形交換所へ登録する。
 - ③ 上記の処理を終えた手形・小切手は、手形交換所に持出さずに保管する。
- (2) 電子手形交換所の処理
- ① MICRデータに基づき、手形交換戻を算出のうえ、日銀当座勘定決済を行う。
 - ② 登録された券面イメージデータを保管し、支払銀行の利用（照会）に供する。
- (3) 支払銀行の処理
- ① 受入銀行から送信されたMICRデータに基づき、口座引落処理を行う。
 - ② 必要に応じて電子手形交換所に対し、券面イメージデータを照会して印鑑照合を行う。
 - ③ 不渡りの場合には、不渡通知等を行う。

なお、電子手形交換所の機能および通信回線については、既存インフラ（全銀システム）の有効利用を念頭におくこととする。

基本的枠組概要図



II. 検討の背景と導入効果

1. 検討の背景

(1) 海外の動向

小切手の流通量が膨大な欧米諸国では、早くからチェック・トランケーションの導入について積極的な取組みがなされてきた。この結果、ドイツやフランスなどでは、全国的なチェック・トランケーションが既に実施されており、米国でも本格的な導入に向けて法整備が進められている。また、シンガポールでは、2002年9月に実施する予定で準備を進めている。

(2) わが国の状況等

わが国では、手形交換枚数は約2億2千万枚（平成12年度中）で、現在、各金融機関が手形・小切手の現物を手形交換所で交換することによって処理している。

近年、交換枚数は、一貫して減少傾向にあるが、手形・小切手は企業の主要な決済手段として今後も長期にわたって存続するものと考えられ、このことは、手形・小切手1枚当たりの処理コストについて常に上昇圧力として作用している。

また、手形交換所は、近年、事務合理化、経費節減等の観点から近隣の交換所を統合する動きが各地で起きている。この結果、交換地域の拡大により、交換証券の搬送に伴うコストが増加するほか、災害等により円滑な搬送が困難となるリスクが高まっている。

以上のような状況と最近のIT技術の著しい進展を踏まえて、現状の「紙」をベースとした手形交換制度を抜本的に見直し、電子的伝送をベースとした新しい制度を導入することにより、手形交換事務の合理化を飛躍的に進展させるとともにリスクの軽減を図ることを狙いとし、検討を行うこととした。

(注) チェック・トランケーションとは、一般的に、手形・小切手の現物の呈示は行わずに、手形・小切手を受入銀行に留め置いたままで、当該手形等の振出人の口座番号や金額等のデータのみを受入銀行から支払銀行に通信手段を用いて伝送することにより手形・小切手決済を処理することと定義される。

2. 導入効果

チェック・トランケーションの導入による効果は、次のように整理できる。

(1) 事務負担の軽減

手形・小切手は有価証券であるため、その搬送や保管にあたっては一般文書と違った高度なセキュリティ管理が必要であり、そのための事務負担が伴う。これを電子データの伝送に置換えることができれば、人手を介さないシステム上のセキュリティ管理で足り、交換所への持出し、持帰りをはじめとした搬送や期日までの管理といった事務負担が削減される。また、送信されてきた電子データによる決済資金の顧客口座からの自動引落しや顧客台帳との自動照合、また電子化された券面イメージデータによる印鑑照合が可能となる。

(2) 災害対策

現状は、交通手段によって現物を搬送しているため、台風、大雨、雪害、地震といった自然災害や交通事故・盗難等の発生により、交換所へ持出せない、あるいは遅延するといった事態が起こることが避けられない。このような懸念のある物流を省略し、電子データ伝送に置換えれば、災害等の影響を受けにくい安定した決済システムとなる。

(3) 顧客サービスの向上

取立に廻した手形・小切手の支払場所が遠隔地である場合には、資金化されるまで3、4日かかるケースがある。また、支払期日までに十分余裕をもって取引銀行に持ち込まなければならないということもある。

手形・小切手の送付を郵送などの搬送によらず電子的な伝送によれば、地域的、時間的な制約は大きく改善されることになり、手形所持人（取立依頼人）の利便性が向上する。

(4) 決済リスク管理の向上

現在の手形交換制度では、参加金融機関が破綻して決済尻不払となった場合のリスク管理策は、当該金融機関の持出し、持帰り分がなかったものとして、再計算を行ういわゆる「繰戻制度」によっている。

チェック・トランケーションを導入すれば、現物の繰戻しを伴わない迅速な再計算が可能となり、リスク管理の向上が図れる。このことは、2001年1月に公表されたB I S策定の決済システムの安全性、効率性向上のための国際的なガイドラインである「決済システムに関するコア・プリンシプル（基本原則）」報告書にも指摘されている。

また、他の先進主要国では、既に導入、準備が進められているなかで、わが国の国際的な信認の維持・向上のためにもチェック・トランケーションへの積極的な取組みが必要と考えられる。

Ⅲ. 今年度検討結果

1. モデルプラン（試案）の策定

チェック・トランケーションについて、まず、その導入効果について整理するとともに海外事例の調査分析を行った。その後、さらに議論をより具体的かつ詳細なものとするため、実際にチェック・トランケーションをわが国に導入するとした場合のモデルプラン（試案）を作成し、これをベースに検討を進めた。

このモデルプラン（試案）は、海外の実施事例を参考としつつ、手形の特性や、既存インフラ（全銀システム）の有効活用等を念頭におくなど、わが国の独自性に合わせて作成したものである。

2. 主要課題の整理

検討においては、モデルプラン（試案）の制度面、運用面、システム面等、の各論点について、それぞれの問題点を整理するとともに、今後の対応方針のとりまとめを行った（後掲別紙1参照）。

また、チェック・トランケーションを導入した場合の法的課題、取引停止処分制度の在り方、新制度への移行（既存交換所との併存）についての考え方、および採算面についても考え方をとりまとめた。

今年度の検討結果の詳細は、後掲別紙1～11のとおりである。

以上を踏まえ、前述の「I. 基本方針」において、モデルプラン（試案）を、実施に関する「基本的枠組」として位置付けるとともに、実施に向けて作業を進めることとした。

以 上

チェック・トランケーションのモデルプラン（試案）に係る論点整理について

項目	内容	論点	対応方針・現状整理
1. 電子手形交換所の設立	<p>(1)目的 交換証券を電子化したデータによって手形交換業務を行うため、電子手形交換所を新規に設置する。</p> <p>(2)設置主体・運営 電子手形交換所の設置主体は全国銀行協会とし、その運営に関する日常業務は社団法人東京銀行協会事務局が行う。</p> <p>(3)参加銀行 既存の手形交換所に参加する全ての金融機関は、電子手形交換所に参加することができる。</p> <p>(4)利用基準 参加銀行は、電子手形交換所の利用にあたり「電子手形交換所規則」の定めによることとする。</p> <p>(5)役割 ・手形交換決済機能 ・「券面イメージ」「不渡情報」の保管・管理・照会機能 ・期日管理機能</p>	<p>①既存の手形交換所とは別に、全国1つの電子手形交換所を設置することを前提</p> <p>②本件の導入・推進は全国銀行協会を中心に展開することを前提</p> <p>③できる限り多くの金融機関が参加できる環境整備（代理交換制度等）については別途検討</p> <p>④参加者の合意をベースとして、法的有効性については別途検討</p> <p>⑤役割・機能の詳細については別途検討</p>	<p>①事務の二元化、二重投資の回避の観点から、地域的制約のない電子手形交換所を一つ設置</p> <p>②、③「チェック・トランケーションへの移行（既存交換所との併存）についての考え方」（別紙2）の「3. 今後の検討方針」を参照</p> <p>④「チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の整理について」（別紙3）を参照</p> <p>⑤役割・機能については、次の内容を想定（詳細要件は別途検討） ・決済データの交換/決済/期日管理 ・交換戻決済電文作成/送信 ・券面イメージデータの保管/照会対応 ・券面イメージデータの期日管理 ・金融機関情報の蓄積/管理（脱替） ・不渡データの交換/決済 ・不渡情報の揭示/管理/照会対応</p>
2. 取扱対象とする交換証券	<p>・電子手形交換所の取扱対象とする交換証券は次のとおり</p> <p>(1) 手形 (2) 小切手 (3) その他、既存の手形交換所で交換に付している証券</p>	<p>①「手形」「小切手」用紙の様式改訂要否について</p> <p>②「その他交換証券」の取扱範囲、様式ひな型制定等については別途検討</p>	<p>①「用紙を改訂せず、現行の用紙を利用」する案と「電子化を容易にする様式に改訂」する案を比較検討した（別紙4）。これを参考に様式改訂の要否を今後検討する。</p> <p>②その他交換証券の取扱いについて問題点の洗出し等を行い、チェック・トランケーション導入後の考え方を整理した（別紙5）。今後は具体的な対応策を詰めていくこととする。</p>

項目	内容	論点	対応方針・現状整理
3. 手形・小切手の点検	<p>・受入銀行は、受け入れた交換証券について必要な点検等を行う 例：手形・小切手の必要的記載事項 期日到来の適否</p>	<p>①紙ベースの現物は受入銀行に留まるため、手形、小切手に係る必要な点検等は受入銀行で実施することを前提</p> <p>②点検項目に関する取扱については別途検討</p>	<p>①受入銀行で形式点検を行い、支払銀行にその結果を通知することを義務付けとするよう責務等を今後検討する（「チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の整理について」（別紙 3）を参照）。</p> <p>②受入銀行で行う形式点検項目の具体例をとりまとめた（別紙 6）。</p> <p>なお、受入銀行で形式点検を行い、形式不備等の形式点検確認結果を、付加情報として受入銀行から支払銀行に通知する方法等を今後検討する。</p>
4. 電子データの作成	<p>交換証券に関する情報で、電子化する項目は次のとおり (1)MICR情報をベースとしたデータ（以下、MICRデータ） (2)券面イメージに関するデータ（以下、イメージデータ）</p>	<p>①支払銀行での決済に必要なMICRデータの内容については別途検討</p> <p>②券面イメージの電子化する範囲（表面・裏面）、レベル（解像度）等については別途検討</p>	<p>①MICRデータの内容を整理した（別紙 7）。今後、MICRデータ項目の確定等について検討する。</p> <p>②交換証券現物に代えて電磁的記録媒体による保管を展望し、電子化の範囲は表面・裏面すべてを想定 解像度等は、印鑑および署名鑑部分は個別銀行が印鑑照合システムで使用しているレベルと同等程度を確保することを想定 例：印鑑および署名鑑の解像度等 … 256 階調、240dpi</p>
5. 電子データの取扱い	<p>(1)MICRデータ ・全銀システム経由で支払銀行へ送信する 送信時間帯 例：午前 8 時 30 分～午後 9 時</p> <p>(2)イメージデータ ・電子手形交換所で登録、保管する ・イメージデータの登録は媒体または送信による 媒体持込時間帯 例：午後 4 時 30 分～午後 9 時 送信時間帯 例：午前 8 時 30 分～午後 10 時</p>	<p>①テレ為替の仕組みを参考としつつ別体系の業務とすることを前提</p> <p>②運用時間帯については別途検討</p> <p>③支払銀行からの印鑑照合、不渡に関する参加銀行からの照会等に対応</p> <p>④電子手形交換所までの距離、取扱量、時限等を勘案し、登録方法を参加銀行の実状にあわせて選択できることを前提</p>	<p>①運用時間帯および業務処理内容等がテレ為替業務と相連するため、別体系の業務とする（支払銀行では電文受信と引落処理を連動させるには、システム対応が必要）。</p> <p>②運用時間帯については、顧客の利便性の向上の観点から資金解放時刻を早める方向で検討（「チェック・トランケーション導入後のタイムスケジュール案について」（別紙 8）を参照）</p> <p>③電子手形交換所の機能・役割を参照</p> <p>④「チェック・トランケーションへの移行（既存交換所との併存）についての考え方」（別紙 2）の「3. 今後の検討方針」を参照</p>

項目	内容	論点	対応方針・現状整理
6. 現物の保管	・現物は受入銀行にて一定期間保管の後、廃棄する	①保管期間や廃棄可否等について法的な問題を含め別途検討 ②現物に関する照会等があった場合の対応については別途検討	①「チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の整理について」(別紙3)を参照。 ②支払銀行からの現物に関する照会等に対して、受入銀行の照会受付・回答体制を整えることを義務付ける等、受入銀行の責務および手続き等を規則等に織り込む方向で今後検討する。
7. 印鑑照合	・MICRデータを受信した支払銀行は、必要に応じて電子手形交換所に対し、イメージデータを照会して印鑑照合を行う 照会時間帯 例：午前7時30分～午後10時	①照会の運用時間帯、照会対象データの範囲等については別途検討 ②一定の金額基準を設定するなどにより、印鑑照合を省略することについて別途検討	①受入銀行で形式点検等を行うことを前提に、支払銀行では原則印鑑部分および署名鑑部分を照会することを想定。なお、必要に応じて全体を照会することも可能。 照会時間については、当日の引落に支障が生じないように設定する(「チェック・トランケーション導入後のタイムスケジュール案について」(別紙8)を参照)。 ②印鑑相違による不渡状況(平成12年度37件)および諸外国の事例等を参考にしつつ、印鑑照合の省略の可否(省略を可とした場合の金額基準の設定の可否等を含む)について今後検討する。
8. 銀行間決済	・電子手形交換所は、受入銀行から送信されたMICRデータをもとに全銀センターで交換日(显示日)ごとに決済額を集計する ・日本銀行の東京銀行協会口座で決済する	①決済時限等については別途検討	①現行の運用時間を踏襲する案を含め4案について比較検討した(「チェック・トランケーション導入後のタイムスケジュール案について」(別紙8)を参照)。 今後、銀行におけるリスク管理、銀行における引落処理、顧客の利便性等を考慮しつつタイムスケジュールを確定する。
9. 不渡手形の取扱い	・支払銀行は、不渡が発生した場合には、不渡通知を全銀システムを通じて受入銀行へ発信し、不渡手形代り金を請求する ・受入銀行は、支払銀行からの不渡通知をうけて、支払銀行に代り、当該手形に不渡付箋を貼付し、取立(入金)依頼人に返却する	①不渡通知は集中取立をベースとした別体系の仕組を前提 (入金報告は行わず、不渡通知時限までに不渡通知がなければ決済済とみなす) ②不渡通知時限については別途検討	①現在、入金報告を行っているのは個別取立や譲渡性預金証券の取立等で件数が限定されているが、今後は、交換証券や代金取立で処理されたものがすべて電子交換の対象となるため、一定時間内に、支払銀行が入金報告を1件1件発信することは非効率であることから省略する。 ②不渡通知時限を短縮し、不渡情報の開示時刻を早める方向で検討する(「チェック・トランケーション導入後のタイムスケジュール案について」(別紙8)を参照)。
10. 不渡情報の開示	・不渡届の提出は、支払銀行からのみ行う ・不渡に関する情報は、参加銀行宛に電子データ化して開示される	①不渡届の具体的な内容や電子手形交換所への通知方法等については別途検討 ②手形交換所単位で運営している取引停止処分(取引停止処分者FAX照会を含む)および異議申立制度の見直しについては別途検討	①不渡届については、その送信方法および表示方法について問題点等の洗い出しを行った(別紙9)。これを基に具体的な取扱いについては今後検討する。 ②検討部会では、信用秩序維持の観点から、基本的には取引停止処分は残した方が良いとの意見が大勢であった(「取引停止処分制度の在り方について」(別紙10)を参照)。

チェック・トランケーションへの移行(既存交換所との併存) についての考え方

チェック・トランケーションへの移行時、すなわち電子手形交換所稼働開始時における参加金融機関の態様も含めた電子手形交換全体についての実施体制について考え方を整理しておくことは、今後のシステム面、採算面等の検討を行なっていくうえで極めて重要である。

1. 移行についての考え方

(1) 移行は既存の交換地域単位とするか、または金融機関単位とするか

既存の交換所の制度および参加金融機関はそのままに、例えば、東京手形交換所をまず電子化し、その後、順次大阪、名古屋など交換所単位で電子手形交換所に併合していくという方法が考えられる。この場合は、電子手形交換所に既存の交換所と同様の地域的制約(参加店舗の限定)を設けることとなる。

この方法によった場合は、既存の制度的枠組(各地手形交換所規則等)単位での検討はし易いが、地域的制約からの解放(全国どこへでも呈示できる)という電子化メリットを享受することができないほか、電子化された交換所地域とその他の地域に分かれて、相当期間にわたって現物交換と電子交換が併存することが想定される。システム面においても金融機関は電子化された地域を各金融機関の店舗レベルで管理する必要があり、店舗テーブルの維持・管理に伴う負荷は、非常に大きくなると考えられる。また、地域毎にその手形交換所の全参加金融機関が電子化移行に合意していくことの困難さが予想される。

以上の観点から、電子手形交換所への参加は、全国レベルの統一が可能な金融機関単位とすることが妥当と考えられる(すなわち、電子手形交換所に参加した金融機関に対しては、当該金融機関の全ての本・支店を対象に交換呈示できるものとする。)

	メリット	デメリット
既存の交換地域単位	(既存の制度的枠組(各地手形交換所規則等)単位での検討はし易い)	① 既存交換の併存が前提となる ② 地域的制約を受ける ③ 各地域毎に全参加金融機関の合意が必要となる ④ 支店レベルの電子化等行内網利用に制約がある
金融機関単位	① 地域別の取扱いがなく、全国レベルの統一が可能となる ② 電子化一斉移行でも紙併存(既存交換所の自然淘汰)でも対応が可能である ③ 支店レベルの電子化等行内網利用が自由に取組み可能となる	(紙併存の場合、既存交換所の経費分担ルール見直しが発生する)

(2) 電子手形交換所と既存の手形交換所との併存を認める体制

参加を希望する一部の準備の整った金融機関によって、金融機関単位による地域的制約のない電子手形交換所を先行的に稼働させる方法が考えられる。

この場合、電子手形交換所に参加しない金融機関の交換処理のため、電子手形交換所に参加している金融機関も既存の手形交換所での現物交換を行うこととなり、交換地域単位での移行と同様にシステム面の負荷(金融機関毎に電子交換分の店舗テーブルを持つ必要がありその異動に伴うメンテナンスが常に発生する。)、事務の二元化、投資の二重化が避けられない(電子手形交換所に参加した金融機関相互の交換証券のみが電子化される)。

電子手形交換所への参加金融機関が増加することによって、現物交換の処理量の減少により既存の手形交換所が自然に淘汰されることを期待することとなるが、既存の手形交換所がそのまま機能することから参加金融機関増加のインセンティブが余り働かないことが懸念され、併存期間が長期におよぶと考えられる。

(3) 全金融機関が一斉に移行することを原則とする体制

電子化メリットの最大限の実現、事務の二元化、二重投資の回避の観点から、電子手形交換所のリリース時には、原則として全金融機関が一斉に電子手形交換所に移行することを前提とする方法が考えられる。

この場合は、一斉移行に向けての環境整備を十分に行うこととし、移行後は、基本的には、既存の手形交換所における現物による交換処理は行わないこととする。

2. 今後の検討方針

上記2. の各移行体制を比較考量すると、全金融機関が一斉にチェック・トランケーションへ移行（電子手形交換所に参加）する、（3）を基本方針とすることが最も電子化の効果を早期に実現できると考えられる。したがって、この移行体制を目途とし、他業態の理解を得るとともに、以下のような環境整備を図ることを念頭に検討を進めることとする。

- ①持帰のみの参加、決済データのみの電子化等多様な参加形態の許容
- ②参加に伴う設備投資費用等を極力抑える観点からの簡易な電子化ツールの開発
- ③既存の内国為替制度における代金取立制度の存続
- ④電子手形交換事務の委託制度等の導入
- ⑤電子化が困難な交換証券の代替策

以 上

チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の整理について

1. 法的課題の整理

項目	内容	金法研報告書※
(1) 呈示の効力 遡求権保全の効力	・現物は受入銀行に止め、券面イメージデータを交換所に登録・照会して呈示を行うことが、手形・小切手法における支払のための呈示として認められるか法的有効性の検証が必要である。	・現物の支払呈示がなくとも占有改定または代理の法律構成で対応可能と考えている。
(2) 手形・小切手要件、 裏書の連続等の点検	・受入銀行が支払銀行に代って点検するため、両者間で委託関係を明らかにする必要がある。 ・後日の損失負担を考慮したとき、銀行間で契約を取り交す必要があるか、または規則に織り込むだけで問題ないかの検討も必要と思われる。	・取立銀行に過失があれば、支払銀行が一旦損失を負担し、取立銀行に求償する仕組みが望ましいとしている。
(3) 券面イメージデータ による支払の免責	・券面イメージデータ上の印鑑照合等により、現物を用いず支払うことについて、支払銀行は免責を主張することが可能か（当座勘定規定の改正の要否、偽造手形・小切手の支払を含め）法的有効性の検証が必要である。	・券面イメージデータの送信が前提になっていない（約款免責は議論の可能性のみ示唆）。
(4) 現物の保管・廃棄	・受入銀行で現物を保管し、一定期間経過後に廃棄するよう銀行間の協定等に織り込む。	・廃棄については、触れていない。
(5) 電磁的記録媒体による保管	・保管方法として、電子手形交換所に電磁的記録媒体による保管が可能となるよう商法等の改正要望等を視野に今後検討する必要がある。	・触れていない。
(6) 不渡付箋	・受入銀行が支払銀行に代って不渡付箋を貼付することについて、銀行間の協定等で対応が可能か検証が必要である。	・触れていない。
(7) 不渡処分等	・独占禁止法上の観点からの検証（公正取引委員会）が必要と思われる。	・触れていない。
(8) 法務大臣指定交換所との関係	・昭和8年司法省令第38号（手形法第83条及小切手法第69条の規定に依る手形交換所指定の件）との関係を法務省と整理する必要がある。	・触れていない。
(9) 約款免責	・免責の有効性を検証のうえ、約款（当座勘定規定、普通預金規定等）の各種改正を検討する必要がある。	・上記(3)と同様

※ 金融法務研究会報告書「チェック・トランケーションにおける法律問題について」（2000年4月）

2. 今後の対応

(1) リーガルオピニオンの取得等

最終的（業務要件等の確定時期）には、上記1.の全項目を含め電子手形交換全般についてリーガルオピニオンを取得する。

※ 事前策として、券面イメージデータの送信等、金融法務研究会報告書では想定していなかった事項をあわせて、次年度以降、同研究会にモデルプラン（試案）の再検証を依頼する。

※ 手形交換制度のコア・プリンシプル対応として、決済方法（マルチラテラル・ネットィング）および繰戻等の法的有効性についてもこれを機にリーガルオピニオンを取得したい。

(2) 関係省庁への確認

銀行間の協定や電子手形交換に関する規則等の内容を検討する際に、必要に応じて関係省庁へ確認すべき事項を整理する。

※ 手形法・小切手法はジュネーブ条約に基づいて制定されているため日本単独での同法の改正は困難である。ちなみに、既にチェック・トランケーションを導入しているドイツでは同条約を批准しているため、銀行間協定で対応している。

以 上

手形・小切手用紙の改訂について

	改訂せず、現行の用紙を利用	電子化を容易にする様式に改訂
概要	○現行の手形・小切手用紙をそのまま利用する。	○次の事項を踏まえ、金融機関の統一用紙を制定する。 ・OCR処理を容易にするレイアウトの導入 ・印鑑、署名鑑の押印箇所欄の設定 ・用紙の偽造防止 等 ○チェック・トランケーション導入前に切替を行う（併存期間を設ける）。
メリット	○現在、顧客手持ちの未使用用紙がそのまま利用できる（回収、新規配布等の事務負担が生じない）。 ○各行独自のデザインが可能	○金額欄にOCR処理欄を設ければ、受入銀行でのMICR印字を無くすことも可能となる。 ○その他付加情報についてもOCR処理欄を設けて処理することができる。 ○MICR印字の内容の見直しがし易い ○用紙の偽造防止策を統一的に施すことができる。 ○印鑑等の切出部分を特定し易くなる。
デメリット	○金額について、自動読取り印字を採用していても、漢字、インクが薄いなどにより、受入銀行での手入力が必要とならない。 ○MICR印字されていないその他付加情報については、手入力に対応することとなる。 ○印鑑等の切出部分を特定し難いため、切出部分を広くすることとなり容量が大きくなる。	○電子手形交換による処理開始前までに全当座取引先から旧用紙の回収を行うとともに、新たに改訂用紙を配布しなければならない。 ○すでに振出済の長期預り手形の取扱いを検討する必要がある。

※なお、手形・小切手用紙の振出に有効期限を設ければ、①用紙改訂時の一斉切替、②未回収・盗難用紙等の悪用制限、③店舗の統廃合等により存在しない支払地の手形・小切手の減少等に寄与することが期待できる。

その他交換証券の取扱いについて

その他交換証券については、本年7月に夜間交換参加銀行を対象に、交換証券の種類調査を行ったところ、後掲4. の種類の交換証券について回答があった(9月13日付「交換証券の種類調査結果について」を参照)。

1. 問題点

その他交換証券を電子手形交換で処理するにあたっては、次のような問題点があげられる。

- (1) MICR印字を行うことができないものがある。
- (2) 規格・紙質等が手形・小切手と合致していないものがある。
- (3) 手形・小切手にはない必要情報が記載されているものがある。
(例：外為関係証券におけるL/C番号 等)
- (4) 発行者へ現物を返還もしくは処理結果を報告しなければならないものがある。
(例：国債→日銀、地方債→地公体、酒券→全酒販 等)

2. チェック・トランケーション導入後の考え方

- (1) 手形交換は、本来、手形・小切手を決済することが一義的であり、電子手形交換においても手形・小切手の効率的な交換処理を優先して処理スキームを構築する必要がある。このため、その他交換証券を処理するために、全体の処理スキームの処理効率を低下させたり、処理コストを増加させることがないよう配慮することが重要である(逆に、手形・小切手の処理スキームの範囲内であれば、現存および新たなその他交換証券を電子交換として取込むことが可能である。)
- (2) したがって、現存のその他交換証券の電子手形交換処理については、上記1. に掲げたような問題点が存在しているが、可能な限り、手形・小切手の処理スキームに合致させるための工夫を行う一方、各交換証券のもつ特質に応じた対応をとる必要がある。具体的には、次のような対応策が考えられる。

3. 今後検討を要する対応策

- (1) その他交換証券について、手形・小切手の規格・紙質等に統一するよう推進
- (2) 銀行間の領収書の決済は、手形・小切手のように印鑑照合等を行った後に振出人等の当

座預金から額面金額を引落とすという仕組みになっていないことから、支払銀行で請求内容および請求金額等の確認ができれば決済を行うことは可能と思われる。このため、イメージデータの登録は省略し、請求銀行（領収書を交換に回す銀行）から決済データおよび請求の内訳内容をMICRデータに入力して送信し、銀行間決済を行う方法を検討する。

- (3) 現物の金融機関保管が可能なよう関係先へ要請（例えば、現物の交付に代え、券面イメージを顧客に送信する方法への切替）
- (4) 証券の流通を極力減らすよう振込へのシフトにつき関係先へ要請
（例：株式配当金領収証から株式配当金振込への切替え 等）
- (5) 発行先への現物の返還を要するものへの対応（現物の授受と資金決済を切り離して検討する必要がある）
 - ・現物の授受の方法として、郵送等の手段のほか、立会交換の実施等
 - ・資金決済方法として、請求もしくは付替等で決済する場合の取扱手続き

4. 調査結果

(1) 公金関係

領収書（公金収納金）
領収書（共済制度掛金収納）
領収書（水道料金収納）
税金還付金通知書

(2) 外国為替関係

送金小切手
領収書（送金）
領収書（手数料）

(3) 債券関係

公社債支払金領収書
登録債元・利金領収書
交換持出債券袋
交換持出利札袋
譲渡性預金証書交換持出袋

(4) 協会関係

領収書（帳票販売代金）
領収書（運営経費）

領収書（手形交換過怠金）

領収書（研修会参加費）

(5) 手数料関係

領収書（取立手数料）

領収書（日銀ネット関係手数料）

領収書（社債登録等手数料）

領収書（その他手数料）

(6) その他

振込金交換請求依頼書

預金払戻請求書

手形代り金支払通知書

領収書（会費請求）

領収書（配当金支払）

領収書（年金信託支払・受入）

領収書（期日指定定期解約元利金支払）

領収書（帳票販売代金）

領収書（口座振替）

領収書（違算金）、領収書（預託金）

領収書（診療報酬代り金）

以 上

点検項目について

手形・小切手の形式点検は、現状は受入銀行と支払銀行双方で行っているが、電子手形交換所稼働後は、規則上、受入銀行の点検責任を明確化することにより、支払銀行での点検事務の省力化を可能とする方向で検討する。

受入銀行では、形式点検に際して、交換に付すことの是非にかかわる点検項目の確認のほか、支払銀行において支払の可否判断に影響する情報の有無について確認し、支払銀行に通知することが考えられる。

受入銀行が実施する形式点検項目として、次のような例があげられる。

1. 手形・小切手共通

(1) 金額照合等

①MICR印字と額面金額の一致確認

②額面金額の形式

(2) 印鑑・署名鑑

①振出人等の印鑑の有無等

②署名鑑、特に肩書きの有無

(3) 支払期日、金額等の訂正等の有無

(4) 用紙の紙質、損傷等の確認（例：MICR印字できない用紙等）

2. 手形

(1) 支払期日の確認（呈示期間内か、暦日付か等）

(2) 振出地・振出人の住所地の記載

(3) 振出日（満期日前であることの確認）

(4) 受取人と第一裏書人の一致

(5) 裏書不備の確認（裏書の連続、裏書の捺印の有無等）

(6) 有益的記載事項（指図禁止等）、有害的記載事項、無益的記載事項の文言の有無

【約束手形の場合】

(7) 自己受約束手形（振出人＝受取人である手形）の確認

【為替手形の場合】

- (8) 支払人名と引受人の一致
- (9) 支払地の記載の有無、該当店舗の確認

3. 小切手

- (1) 振出日の確認（呈示期間経過後の場合、先日付の場合）
- (2) 記名式小切手の裏書の形式
- (3) 線引の確認
- (4) 有益の記載事項（指図禁止等）、有害の記載事項、無益の記載事項の文言の有無

以 上

MICRデータの内容について

電子手形交換においては、テレ為替の仕組みを参考としてMICR印字をベースとしたデータ（以下「MICRデータ」）を送受信することとしているため、当該データの内容について整理する。

なお、MICRデータについては、主に次の要件を満たす必要がある。

- (1) 交換戻決済処理（全銀センター）
- (2) 引落処理（支払銀行）
- (3) 券面イメージに関するデータ（以下「イメージデータ」）と決済電文との突合（持帰銀行）、および不渡手形の特定（持出銀行）

1. MICRデータの内容

(1) 交換戻決済処理（全銀センター）

項目	内容
交換戻決済処理に必要なデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・持出（受入）銀行 ・持帰（支払）銀行 ・委託銀行…（注1） ・交換日（＝決済日） ・通信種目コード…（注2） ・交換証券の額面金額 ・銀行間手数料（設定する場合…（注3））

(注1) 代理交換制度等を想定し、電子手形交換所で委託銀行の処理計数をカウントする場合は必要となる。（受託銀行と委託銀行との資金決済や繰戻時の交換戻再計算のために、持出・持帰分ともにMICRデータに委託銀行情報を必要とするが、現在のMICR印字では必須とされておらず、（主に持帰銀行では自行欄、補助自行欄Iを適宜使用して識別しているものの）統一もされていない。）

(注2) 交換証券種類、決済・不渡通知の区別等が考えられる。

(注3) 現在の代金取立制度においては、銀行間手数料を全銀センターで集中計算している。

(2) 引落処理（支払銀行）

① 自行欄のMICR印字（現状）

一般的には、次のデータ項目を印字することが想定されているものの、その使用につい

ては、手形交換所規則上の定めはない。

項目	内容
想定されているデータ	・店番号 ・口座番号 ・手形・小切手番号 等

② MICRデータ項目の検討（付加情報の要否）

- a. 引落処理の迅速化等を図るため、現在のMICR印字にはない付加情報（例：形式点検確認結果等）について、項目を洗出したうえ、個々に追加の要否検討を行なう必要がある。
- b. 為替手形やその他交換証券のように、振出人等の口座番号や手形・小切手番号が不明な場合の対応も併せて考慮を要する。

③ MICR印字内容の見直しの要否

持出銀行が支払銀行に必要なMICRデータを通知するにあたり、持出銀行の負担軽減の観点からも現在のMICR印字内容見直しの要否について検討する必要がある。

- a. 現在のMICR印字を変更しない場合
 - ・ 支払銀行の自動引落処理に大きな変更はないが、MICR印字されていない付加情報を通知する場合は原則として手入力となる。
- b. 現在のMICR印字内容を見直し、場所の特定等を行なう場合
 - ・ MICR印字場所の統一や内容の整理※ができるが、新・旧用紙の配布・回収、併存に係る個別行のシステム対応等が必要になる。

※ 例：委託銀行、その他の付加情報の追加、交換所番号の削除

④ その他

手入力の事務負担の軽減等を図る観点から用紙のOCR化も視野に入れつつ検討を行なう。

(3) イメージデータと決済電文との突合（持帰銀行）、および不渡手形の特定（持出銀行）

イメージデータと決済電文の突合、および持出銀行において不渡手形の特定が行なえるように、MICRデータにマッチングキーを付する必要がある、対応策として以下の方法が考えられる。

① MICR印字またはMICRデータの一部からマッチングキーを作成する

- ・ 新たな管理番号は不要であるが、為替手形等の非印字手形の対応を検討する必要がある。

② 持出銀行で管理番号を付し、マッチングキーに使用する

・現在の代金取立の取立番号に準じて、入金証券類にも管理番号を採番する。

※ 例：受入銀行コード+受入日+管理番号

2. 今後の検討方針

主な課題は上記のとおりであるが、次年度以降、システム負荷や銀行の運用体制の観点等も踏まえ、詳細な検討を行ない、以下の事項を確定していく。

- (1) MICRデータ項目の確定
- (2) MICR印字内容の見直しの要否決定
- (3) マッチングキーの決定

以 上

チェック・トランケーション導入後のタイムスケジュール案 について

1. 電子データの取扱時間帯

(1) MICRデータの送信

項目	説明
送信時間帯	8:30 ~ 21:00 ※交換戻の集計対象は、交換日前営業日までの送信分とする。
先日付データの送信	交換日の5営業日前から送信可能とする。 ※送信データの期日管理は、受入銀行が行なう。

(2) 券面イメージデータの持込・送信および照会

項目	説明
持込・送信時間帯	媒体 : 16:30 ~ 21:00 送信 : 8:30 ~ 22:00 ※交換日の前営業日までに持込・送信する。
先日付データの持込・送信	取立・入金依頼の受付の都度、可能とする。 ※ただし、期日までの期間が中長期の場合については今後検討する。
照会時間帯	7:30 ~ 22:00 ※受入銀行から持込・送信された翌営業日以降照会可能とする。 ただし、電子手形交換所に登録済の場合、支払銀行は、交換日の5営業日前から事前照会可能とする。

2. 手形交換のタイムスケジュール

(1) 現行（東京手形交換所）

項目	説明
手形等の持出	交換所分類手形：交換日の前営業日 16：30 ～ 21：00 銀行分類手形：　　"　　～ 交換日の 8：00 計数報告帳票：　　"　　～ 22：00
交換戻決済時刻	交換日当日 12：30
不渡届の提出時限	支払銀行：交換日の翌営業日 9：30 持出銀行：交換日の翌々営業日 9：30
不渡手形の返却	逆交換：当日の持出手形に組入れて持出 店頭返還：交換日の翌営業日 11：00 までに返還
不渡手形代り金の決済	逆交換：交換日の翌営業日 12：30 に決済 店頭返還：手形現物と同時（差替）に現金等で決済
資金解放時刻	交換日の翌営業日 13：00

（注）代金取立における不渡りの決済は、期日の翌営業日の 15：30 までに不渡通知を発信し、16：15 の内国為替の決済戻で処理する。

(2) チェック・トランザクション導入後

① 第1案（現行の時限を踏襲した場合）

項目	説明
電子データの送信	上記 1. を参照
交換戻決済時刻	交換日当日 12：30
不渡通知時限	交換日の翌営業日 11：00（現行の店頭返還時限を考慮）
不渡手形代り金の決済時刻	交換日の翌営業日 12：30
資金解放時刻	交換日の翌営業日 13：00

② 第2案（不渡通知時限を前倒し、資金解放時限を前倒した場合）

項目	説明
電子データの送信	上記 1. を参照
交換戻決済時刻	交換日当日 12：30
不渡通知時限	交換日の翌営業日 9：00
不渡手形代り金の決済時刻	交換日の翌営業日 9：45
資金解放時刻	交換日の翌営業日 11：00

③第3案（資金決済システムに関するコア・プリンシプルに準拠した場合）

項目	説明
電子データの送信	上記1.を参照
不渡通知時限	交換日当日 16:00
交換戻決済時刻	交換日当日 16:45
資金解放時刻	交換日の翌営業日 9:00

(注) 交換日当日 16:00 までに不渡通知を送信することにより、当日の交換戻決済は不渡手形分も含めて完了させる。これにより、デフォルト発生時における不渡手形代り金の回収不能事態の回避が可能となる。

④第4案（コア・プリンシプルに準拠し、かつ繰戻のフィージビリティを考慮した場合）

項目	説明
電子データの送信	上記1.を参照
交換戻決済時刻	交換日当日 12:30
不渡通知時限	交換日当日 16:00
不渡手形代り金の決済時刻	交換日当日 16:45
資金解放時刻	交換日の翌営業日 9:00

(注) 上記第3案および第4案ともに、不渡通知時限は交換日当日 16:00 までとしており、不渡の確定時限が現状より厳しい取扱いとなる。このため、電子手形交換所における不渡情報の開示方法の取扱いについて別途検討が必要となる。

以 上

不渡届の取扱いについて

1. 現行の不渡届の取扱い

支払銀行が、不渡手形ごとに不渡届(甲・乙両片)を作成し、交換日の翌営業日までに、乙片を交換所へ提出し、甲片を不渡手形の返還の際に手形に添付して持出銀行へ送付する。持出銀行では甲片を確認して交換日の翌々営業日までに交換所に提出する。

代金取立の場合には、支払銀行が交換日の翌々営業日までに甲・乙両片を交換所に提出する。

この不渡届をもとに不渡報告および取引停止報告を作成し、交換日の翌々営業日の夜間に加盟銀行のメールボックスに投函している。

2. チェック・トランケーション導入後の取扱い

(1) 不渡届の電子化

チェック・トランケーション導入後は地域が全国にまたがることもあり、現行のように支払・持出銀行双方が書面で提出することは困難で、電子化の主旨にもそぐわない(書面での届出になると電子手形交換所でも、不渡情報の開示にあたって手入力の事務負担が生じると考える。

このため、不渡届についても電子化する方向で検討することとしたい。

この場合、次の方法が考えられる(各方法の比較は別添参照)。

① 不渡通知と不渡届を同時に送信する方法

不渡通知の(テレ為替に準じた)電文の備考欄等に不渡届の内容を入力して電子手形交換所および持出銀行に送信する方法

② 不渡通知とは別に不渡届を電子手形交換所に送信する方法

a. カナおよび漢字表記をあわせて送信する方法

b. カナ表記だけで送信する方法

(2) 不渡届の記載内容

当該振出人等を特定する情報として、現在の不渡届に記載されている内容に過不足等があるかについて検討する。

(3)不渡届の送信時限および不渡情報の開示時刻

不渡届が支払銀行からのみ送信されることとなり、現状のように不渡届の双方確認を行わないこととなるので、不渡情報の開示時刻を前倒しする方向で検討する。

例：不渡届の送信時限 交換日の翌営業日正午まで（現在の店頭返還時限を考慮）

不渡情報の開示時刻 交換日の翌々営業日の照会開始時（午前7時30分）から

以 上

不渡届の送信方法の比較

方法	メリット	デメリット	課題等
①不渡通知と不渡届を同時に送信 ・不渡通知の電文に不渡届の内容を追加して送信	・不渡届の送信のために、不渡通知と別の時限管理が不要となる ・不渡通知と重複する入力項目(発信・受信銀行等)の省力化 ・カナ表記であれば、テレ為替の仕組みを準用できる	・不渡届の入力をしたうえでなければ不渡通知が発信できないため、資金決済(不渡手形代り金の回収)処理が不渡届作成に制限される ・テレ為替は漢字入力に対応していないためカナ表記となる ・不渡履歴情報をカナ表記で管理することとなる	・漢字表記による確認のため、不渡手形のイメージデータ(署名鑑部分等)を開示し、全参加銀行が照会できる仕組みを検討 ・不渡履歴照会(現在の取引停止処分者 FAX 照会)もカナ対応となるため、同一法人・同姓同名かの特定がし易いように、例えば法人の設立年月日等の情報を不渡届の内容に追加することを検討 ・取引なしの場合で、振出人名の判読が不可能なときの対応を検討する必要がある
②不渡通知とは別に不渡届を送信	・不渡届作成よりも先に資金決済(不渡手形代り金の回収)処理が可能となる	・不渡届送信のための管理体制が、不渡通知の発信とは別に必要となる	
a. 不渡届をカナ・漢字表記で送信	・漢字での確認が容易となる ・不渡履歴を漢字で照会することが可能	・漢字での入力負担が生じる	・送信手段については別途検討
b. 不渡届をカナ表記で送信	・カナ表記であれば、テレ為替の仕組みを準用できる	・不渡履歴情報をカナ表記で管理することとなる	・上記①と同じ課題がある

(注) コスト面の比較は今後の課題とする。

取引停止処分制度の在り方について

取引停止処分制度の目的は、正当な理由がないにもかかわらず、手形・小切手の支払義務を履行しない不渡手形の振出人等を一定期間排除すること、手形・小切手取引の安全を害する不渡手形の濫発・横行を防止することにより、信用取引の秩序維持を図ることを目的として設けられた制度である。

電子手形交換所が導入された後の取引停止処分制度の在り方、および既存の手形交換所の取引停止処分制度の取扱いを整理する。

1. チェック・トランケーション導入後の取引停止処分制度の在り方

(1)取引停止処分について

①現行の概要

6か月以内に2回の不渡を出す、当該振出人等を取引停止処分に付すこととし、取引停止処分日から起算して2年間、当座勘定および貸出の取引を禁止している（規則第62条。昭和46年に理事会決議）。

②問題点の整理

取引停止処分は、上述のとおり参加銀行に対して不渡手形を出した振出人等とは2年間、当座取引および新規の融資取引を行ってはならないことを交換所規則に定めているわけであるが、交換所規則という自治的規則であるにもかかわらず、直接、外部の第三者を制裁するような規定を設けており、欧米に類のない制度であり、本来、個々の金融機関の自由な判断によるべき取引を制約するものである。

加えて、これまで取引停止処分は各地手形交換所ごとに運営されていたので、その効力は他の交換所には波及しなかったが、電子手形交換所では、全国一律となるため、振出人等には、現状より厳しい制裁措置ととられかねないため、独禁法上の観点からの検証も必要である。

一方、取引停止処分は、明治23年から続いた制度であり、融資取引等銀行取引に密接な関わりをもっているだけでなく、公的機関等においても何らかの資格喪失事由や適格要件等として幅広く利用されているのが現状である。

以上の点を踏まえ、チェック・トランケーション導入後の取引停止処分の在り方についてその存否も含めて検討する必要がある。本件は、今後の法的問題点とも絡む問題であるの

で、関係省庁等にも打診しつつ検討していく必要がある。

(2) 対応案（全金融機関が一斉に電子手形交換所に移行することを前提に検討）

		メリット	デメリット
処分 制度 維持	取引停止処分の現行の枠組みをそのまま踏襲する	・当座勘定規定を含め既存の制度をそのまま踏襲が可能 ・取引停止処分となると強制解約となるため、信用秩序維持は保たれる	・再生のための融資等も原則不可 ・独禁法上の検証が必要
一部 改善	導入を機会に、取引停止処分は残すが、処分の内容（例えば、禁止取引や期間）を見直す	・上述の内容と同様 ・取引停止処分の処分内容を見直すことにより、再生のための融資等のニーズにも対応可能	・独禁法上の検証が必要
信用 情報 制度 に 改変	不渡情報を開示するのに止め、不渡手形の振出人等との取引の解約は銀行の裁量により行う（取引停止処分は廃止）	・不渡情報は参考情報の位置づけとなるため、当該振出人との取引は銀行の裁量により行うことが可能 ・独禁法上の検証が不要	・信用秩序の維持に懸念が生じる ・各種規定の改正等が必要 （取引停止処分の情報は銀行取引に止まらず、公的機関にも利用されている）

(注) 現在も私設手形交換所では取引停止処分制度がないところもあるので、電子手形交換所に移行後も想定される、閉じられた地域内の交換所における同制度の採用について考慮しない。

上記3案いずれにするかは、今後の法的な確認や環境変化等を勘案し、決定する必要がある。

(3) 異議申立提供金について

① 現行の概要

振出人等から支払委託の取消があり、かつ異議申立の相当性を金銭によって裏付け得た場合に限り、当該振出人等を不渡処分の対象外とし、支払銀行は交換日から起算して翌々営業日の午後3時までには異議申立提供金を交換所に提供することとしている（規則第66条。提供期間は2年間）。

② 問題点の整理

対入金人との絡み、不渡手形等の濫発・横行等を回避するために、異議申立制度は存続させる必要があると考える。現状、異議申立書と不渡手形金額相当額を交換所に持込んでいる

ことから、チェック・トランケーション導入後も、引続きその受入事務等を既存の手形交換所で行うとの考えもあるが、ものの搬送等が伴うことは電子化の趣旨にそぐわない。

全国に一つの電子手形交換所を設立することとなるので、書類の交換等を少なくする方向での対応案を今後検討していく必要があると考える。

③対応案

振出人等から異議申立預託金を別段預金で受けた場合には、支払銀行がその旨を電子手形交換所に通知するか、あるいは支払銀行に電子手形交換所名義の口座を設け、そこに提供金を振替える方法が考えられる。

ただし、異議申立提供金の提供を行うこととした場合には、次の手続きを今後検討する必要がある。

- a. 異議申立提供金の返還の取扱い
- b. 異議申立提供金の免除申請の取扱い
- c. 異議申立提供金の返還の特例扱い

2. 既存の手形交換所における不渡報告および取引停止報告等の取扱い（取引停止処分を存続させることにした場合）

手形交換所の廃止・合併に伴う取引停止処分制度の取扱い（昭和49.7.9理事会決議）に準じて以下のとおり取扱う。

(1) 既存の手形交換所における不渡情報および異議申立提供金は、電子手形交換所には引き継がない。

このため、例えば、東京手形交換所で1回目不渡届が提出されていた場合において、新たに電子手形交換所で不渡届が提出されたときは、2回目とカウントしない。

(2) 既取引停止処分者の照会は、当面、既存の手形交換所においても対応する（既存の手形交換所に対して照会できる金融機関の範囲は、現行どおり、当該手形交換所地域の参加銀行・店舗とする）。なお、電子手形交換所参加銀行は、その照会結果は参考情報として取扱う。

(3) 電子手形交換所の不渡情報は、既存の手形交換所には開示しない。

以 上

チェック・トランケーションの導入に伴う採算について

採算面の検討については、モデルプラン（試案）に従って、電子手形交換所の構築費用および個別銀行における費用増減要因について整理するとともに、導入によって実現可能な効果を改めて確認する。

電子手形交換所の構築費用および個別銀行におけるイメージ処理装置の試算については、現時点で、システム仕様等の詳細が決定されていないため、いくつかの前提を仮置きしたうえでの概算結果である。

なお、個別銀行の費用削減の見込要因については、それぞれ自行における採算面を試算する際の参考として利用されたい。

1. 電子手形交換所構築に係る費用（設備、システム開発等）と既存手形交換所費用

(1) 電子手形交換所費用（別紙1参照）

内為制度加盟銀行の集手センター1個所と接続し、見積に使用されたデータを4時間で送信できること等を前提条件とした。

項 目	概算金額 (5年間)	備 考
イニシャルコスト	約 135 億円	全銀センター・電子手形交換所のハードウェア・ソフトウェア等
ランニングコスト	約 55 億円	保守費用、建物使用料、通信回線使用料等 (5年間)
合 計	約 190 億円	約 38 億円 (1年当り)

(2) 既存手形交換所費用 (参考)

全国の銀行協会および手形交換所における運営費用 (1年当り)

項目	概算金額 (1年間)	備考
東京手形交換所	約 4 億円	手形交換に係る特別会計金額
東京手形交換所以外の手形交換所	約 50 億円	<ul style="list-style-type: none"> 銀行協会直営の手形交換所については支出予算額(手形交換に限定されない) 銀行協会非直営の手形交換所については 150 万円/1 手形交換所と想定
合計	約 54 億円	(1年当り)

(注) 手形交換所数 (平成 13 年 9 月末現在)

・法務大臣指定 (銀行協会直営)	106
・法務大臣指定	67
・未指定	372
合計	545

2. 個別銀行に係る採算

個別銀行における費用増減の主な要因として、次のものが考えられる。

(1) 費用増加要因 (事例)

項目	説明	区分
システム開発 (ホスト対応)	・全銀システムへの業務項目追加への対応	共通
	・持出手形に基づく決済用データ(請求電文)の作成への対応	受入銀行
	<ul style="list-style-type: none"> ・決済用データ(請求電文)に基づく自動引落への対応 ・不渡届作成への対応 ・決済用データと券面イメージデータの連携への対応 	支払銀行
イメージ処理装置(保守費を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージデータを作成、送信および照会する装置 ①集中センターに設置する場合 (別紙2参照) ②各営業店に設置する場合 	共通
人員	・現物を保管する受入銀行として担う形式点検業務への対応	受入銀行
	・決済用データ、券面イメージデータ作成、送付等に関する運用への対応	

(2)費用削減要因 (事例)

項 目		説 明	区 分
経費	郵送料	・期近手形、個別直送手形などの郵送費	受入銀行
	保守料	・既存のソーターシステムやブルーフシステムなどにかかる保守費	支払銀行
	スペース	・持帰手形の仕訳に使用していた作業場所に関する賃料	
人員 (別紙3参照)	集中取立手形に係る工程	<ul style="list-style-type: none"> ・入力、受付が完了した手形現物をソーターで期日別、持帰銀行別に分類し、保管中に管理する業務 ・期日前に集中取立手形等を事前に持出処理する業務 	受入銀行
	個別取立手形に係る工程	<ul style="list-style-type: none"> ・期日間際の手形を個別に支払銀行へ直送する業務 	
	持帰手形に係る工程	<ul style="list-style-type: none"> ・引落用データの作成 ・不渡届の作成 (システムによるサポートを前提) ・印鑑照合 (一定金額以下の照合省略を前提) ・形式点検 (受入銀行への一部義務化を前提) 	支払銀行
	現物の運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・手形・小切手を交換所へ持ち出し、また持ち帰る業務 	共通

3. 考慮すべきその他重要な効果

採算面を検討するうえで、考慮すべきその他重要な効果として、次のものが考えられる。

項目	説明
災害発生時への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・台風、地震等により現物を交換所への持出せない、または遅延する事態の回避
決済リスク管理の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・B I S 策定のコア・プリンシプルに適合した決済リスク管理強化の手段として有効 ・支払銀行においては、現状、各地の手形交換所ごとに決済金額を管理しているが、電子手形交換所の決済金額に管理を一元化 ・M I C R データに委託金融機関情報を追加することにより計数の把握が可能となり、換戻時に迅速な対応が可能 ・不渡手形代り金の決済時刻の早期化（例：交換日当日）
顧客サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・現物の郵送期間の短縮、不渡確定時限の早期化が図れ、受取人の資金開放時刻の早期化が可能 ・呈示期間経過間際の隔地手形の取立が可能
不渡情報の一元管理	<ul style="list-style-type: none"> ・不渡情報を全国単位で一元管理
国際的信用の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・先進諸国では既に導入、準備を行っており、我が国においても国際的信用の低下を招かない取組みが必要

4. まとめ

システム仕様等の詳細は確定していないものの、前述1、2で整理したとおり、採算については、現時点で、チェック・トランケーション導入に大きな障害にはならないと考えられる。

一方で、現在B I S 報告書等で決済リスク対策や災害対応等が求められているが、チェック・トランケーションはその有効な手段となる。

なお、すべての金融機関が円滑に電子手形交換所に参加できるよう、委託制度や多様な参加形態等の仕組の導入を検討することとしたい。

以 上

(注) 別紙1～3の資料は添付略

金融法務研究会第1分科会検討経緯

金融法務研究会全体会合（平成14年3月28日）

チェック・トランケーション導入に関する基本方針について（事務局）

第17回（平成14年4月26日）

- ・ チェック・トランケーションにおける法的課題について（事務局）
- ・ フリー・ディスカッション

第18回（平成14年5月23日）

報告書案タタキ台の検討

第19回（平成14年6月20日）

報告書案の検討

第20回（平成14年10月2日）

報告書案の検討

※会合の回は、平成11年からの通番。

以 上

金融法務研究会委員

座長	前田 庸	学習院大学名誉教授
運営委員	青山 善充	成蹊大学法学部教授
運営委員	能見 善久	東京大学大学院法学政治学研究科教授
運営委員	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	前田 重行	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	野村 豊弘	学習院大学法学部教授
	中田 裕康	一橋大学大学院法学研究科教授
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山田 誠一	神戸大学大学院法学研究科教授

(平成14年10月現在)

金融法務研究会第1分科会委員

座長	前田 庸	学習院大学名誉教授
主査	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	前田 重行	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	野村 豊弘	学習院大学法学部教授
オブザーバー	関口 功	UFJ銀行コンプライアンス統括部法務室調査役
	齋藤 好英	UFJ銀行コンプライアンス統括部法務室調査役
	三上 久雄	UFJ銀行事務企画部（東京）調査役
	本多 正典	あさひ銀行業務管理部部長代理
事務局	杉本 俊紀	全国銀行協会金融調査部長
	山本 真樹	全国銀行協会事務システム部次長

※本報告書のテーマ検討期間における検討メンバー。

金融法務研究会報告書一覧

1. 各国銀行取引約款の検討—そのⅠ 各種約款の内容と解説— (1996.2)
2. 各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ— (1999.3)
3. チェック・トランケーションにおける法律問題について (2000.4)
4. 消費者との銀行取引における法律問題について (2002.5)
5. 金融機関のグループ化と守秘義務 (2002.4)
6. 金融取引における「利息」概念についての検討 (2002.4)
7. チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の再検証 (2002.10)

金融法務研究会事務局

〒100-8216 千代田区丸の内1-3-1

全国銀行協会（金融調査部）

電話 東京 (03)3216-3761(代)